

第2次いちき串木野市 いのち支える自殺対策計画（案）

～誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良いまちづくり～

いちき串木野市

目 次

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3
5 SDGs との関係	3

第2章 いちき串木野市における自殺の現状

1 自殺に関する統計	4
(1) 自殺者数の推移	5
(2) 自殺者数の男女別割合	5
(3) 自殺死亡率の推移	6
(4) 自殺者数の年齢別割合	6
(5) 男女別自殺者数	7
(6) 同居人の有無（同居、独居）	7
(7) いちき串木野市におけるリスクが高い対象群	8
2 市民意識調査の結果	9
(1) 悩みやストレスについて	10
(2) 相談することについて	12
(3) 相談を受けることについて	15
(4) 自殺に関する考えについて	16
(5) 自殺対策・予防等について	18
(6) うつに関する意識について	21
(7) 本気で自殺をしたいと考えたことがあるかどうかについて	23
(8) 自殺に関する統計からみた本市の特徴	24
3 第1次自殺対策計画の取組と評価	25

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	26
2 基本認識	27
3 基本方針	27
4 施策の体系	30

第4章 具体的な施策・事業

1 基本施策.....	31
(1) 地域におけるネットワークの強化.....	32
(2) 地域における相談体制の充実と居場所づくり.....	34
(3) 自殺対策を支える人材の育成.....	37
(4) 住民への啓発と周知.....	39
(5) 自殺未遂者等への支援の充実.....	42
(6) 自死遺族等への支援の充実.....	42
(7) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	43
2 重点施策.....	45
(1) 高齢者への支援の強化.....	46
(2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化.....	48
(3) 子ども・若者への支援.....	51
(4) 女性への支援.....	55
3 評価指標.....	57

第5章 自殺対策の推進体制

1 推進体制.....	58
2 評価のしくみ.....	59

資料

1 いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議要綱.....	60
2 いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議委員.....	62
3 いちき串木野市いのち支える自殺対策計画策定ワーキングチーム名簿.....	63
4 計画策定の経過.....	64
5 生きる支援に関連する取組一覧.....	65
6 相談窓口一覧.....	69

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成 10 年以降、平成 23 年まで 14 年連続で 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 18 年に「自殺対策基本法」が制定、翌年「自殺総合対策大綱」が策定、平成 28 年 4 月には自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられるなど、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は徐々に減少してきました。

しかしながら、自殺者数は依然として 2 万人を超える水準で推移しており、さらに令和 2 年にはコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては 11 年ぶりに前年を上回りました。こうした状況を踏まえ、令和 4 年 10 月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、女性や子ども・若者への対策が強化されました。

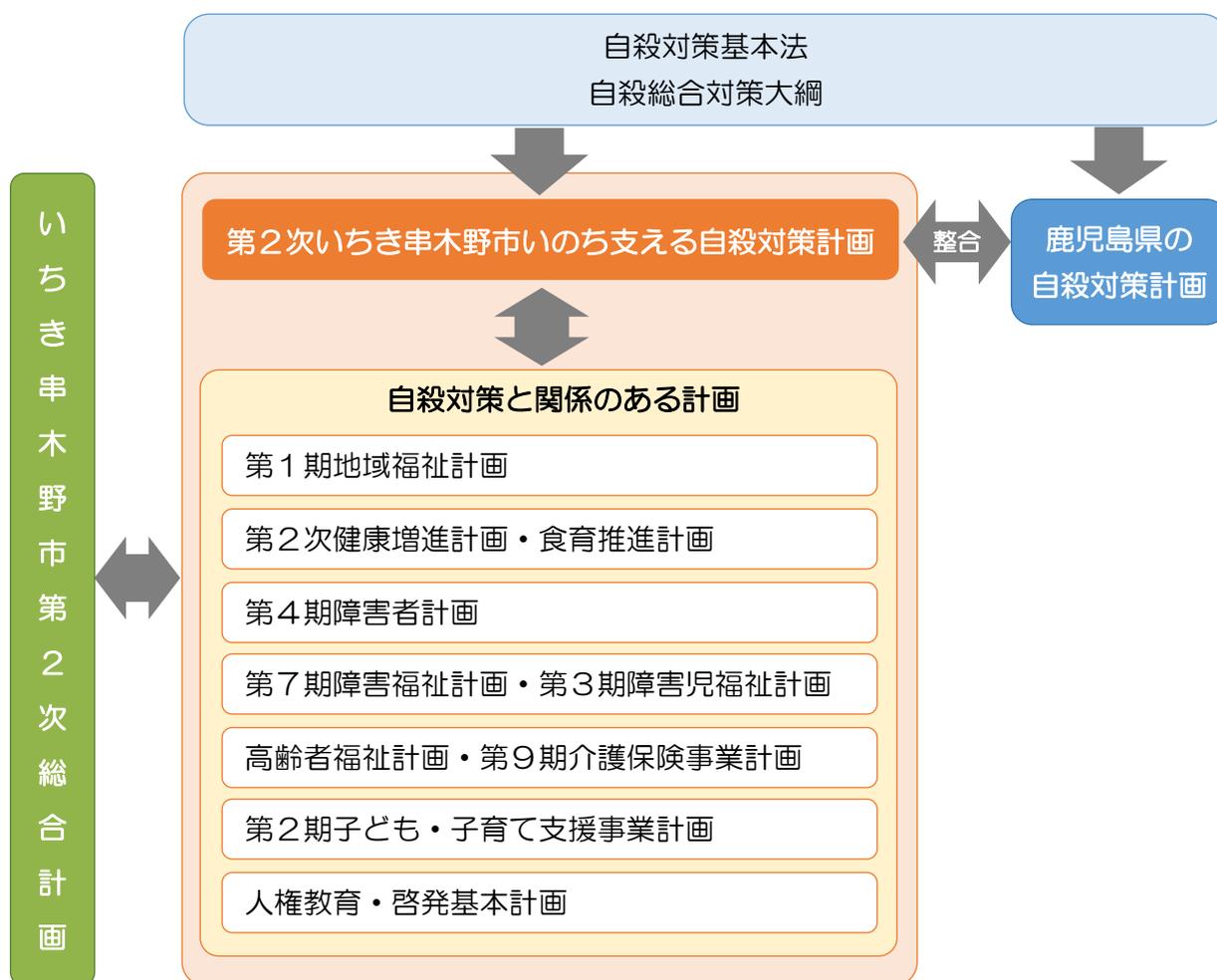
新たな自殺総合対策大綱においては、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げ、以下の 6 点を基本方針として施策を推進することとしています。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国・地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、防ぐことのできる社会的な問題です。いちき串木野市では、平成 30 年度に「いちき串木野市いのち支える自殺対策計画」を策定し、すべての市民が連帯感を持ち「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすとともに、市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全市的な取組として自殺対策を推進してきました。この度、令和 5 年度に計画期間の終了を迎えることから、新たな「第 2 次いちき串木野市いのち支える自殺対策計画」を策定し、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良いまちづくり」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条2項に基づき、本市の状況に応じて策定するものです。また、本計画は、令和4年10月に改定された自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、いちき串木野市の自殺対策を推進していくための総合的な計画です。同時に、中長期的な視点を持って継続的に実施していくために、「いちき串木野市第2次総合計画」の基本理念「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」および将来都市像「ひとが輝き 文化の薫る世界に拓かれたまち」の実現に向けた、いちき串木野市の自殺対策の基本となる計画であるとともに、自殺対策に関連する他の計画とも連携を図るものです。



3 計画の期間

自殺対策の効果が現れるまでにはある程度の期間を要することから、国の自殺総合対策大綱の見直し期間に合わせ、本計画の推進期間を令和6年度から令和10年度の5年間の計画とし、中長期的な視点で継続的に推進します。



4 計画の数値目標

国は、「令和8年までに人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」あるいは、「自殺死亡率を13.0以下とする」という目標を掲げています。

一方で、いちき串木野市としては、自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良いまちづくり」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

本市では、平成29年から令和3年までの5年間の自殺者数の累計は17人、平均して毎年3人を超える市民が亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和10年までに、年間自殺者数を0人に近づけることを市の目標に掲げます。

5 SDGs※1 との関係

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。



※1 SDGs とは？
平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。

第2章 いちき串木野市における自殺の現状

1 自殺に関する統計

自殺に関する統計データには、主に、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

厚生労働省の「人口動態統計」では、日本人を対象に集計していますが、警察庁の「自殺統計」は、日本における外国人も対象に集計しています。

本計画においては、「自殺統計（自殺日・住居地）」を主として使用します。

【厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い】

■調査対象の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、日本における日本人を対象。

警察庁の「自殺統計」は、総人口（日本における外国人を含む。）を対象。

■調査時点の差異

厚生労働省の「人口動態統計」は、住所地を基に死亡時点で計上。

警察庁の「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上。

なお、いずれの統計も、暦年（1月から12月まで）の統計。

■事務手続き上（訂正報告）の差異

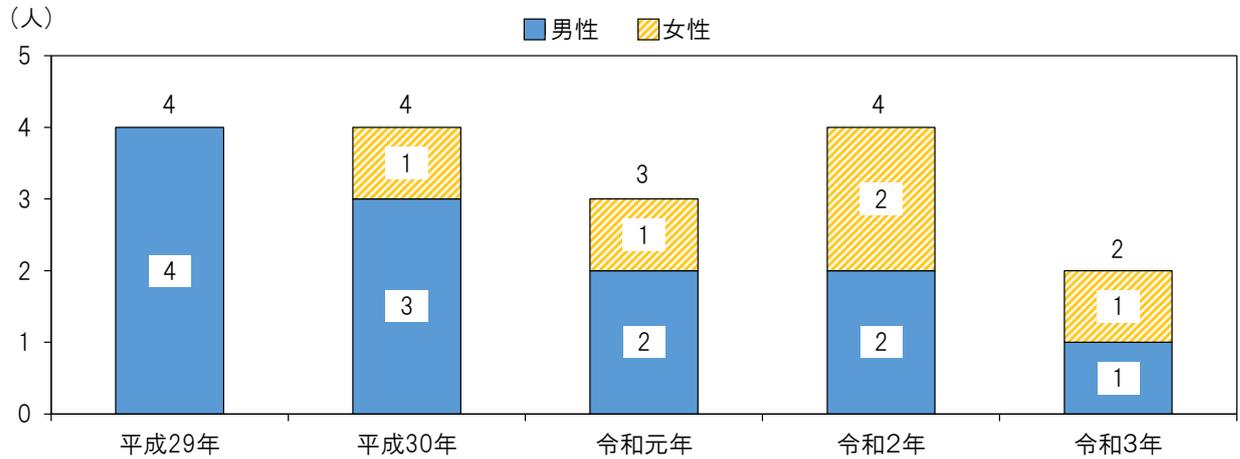
厚生労働省の「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺であった旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。

警察庁の「自殺統計」は、捜査等により、死亡の理由が自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上。

(1) 自殺者数の推移

いちき串木野市の平成 29 年から令和 3 年までの自殺者数の合計は 17 人で、平成 30 年以降は男女での傾向の違いはみられません。

【自殺者数の推移】

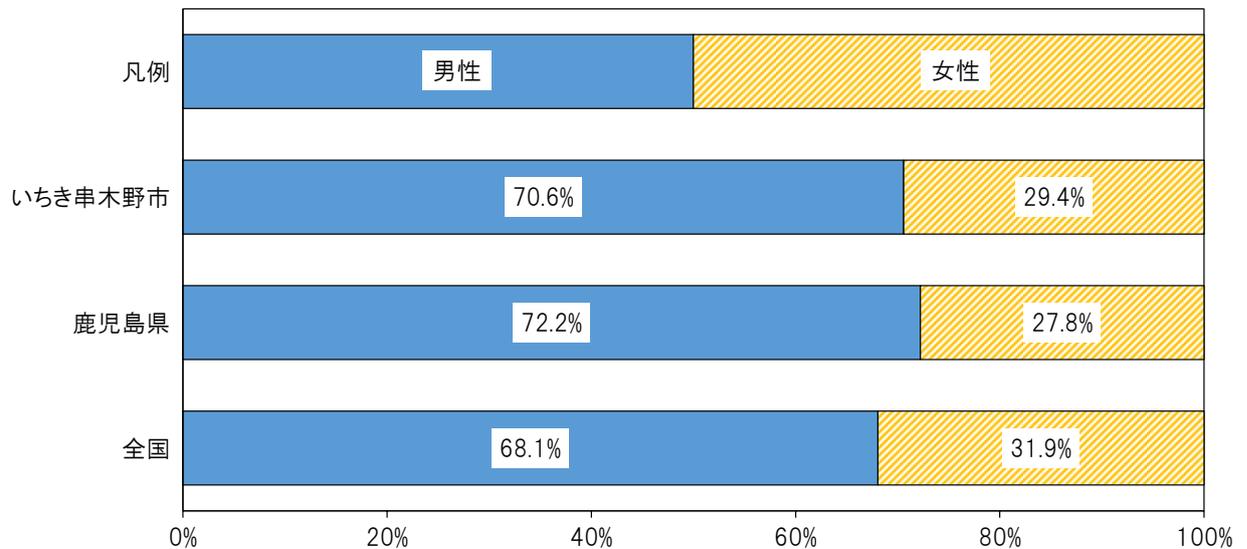


資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022」

(2) 自殺者数の男女別割合

男女別割合については、女性はいちき串木野市が鹿児島県を上回っています。

【自殺者数の男女別割合（平成 29 年～令和 3 年の 5 年間の平均）】



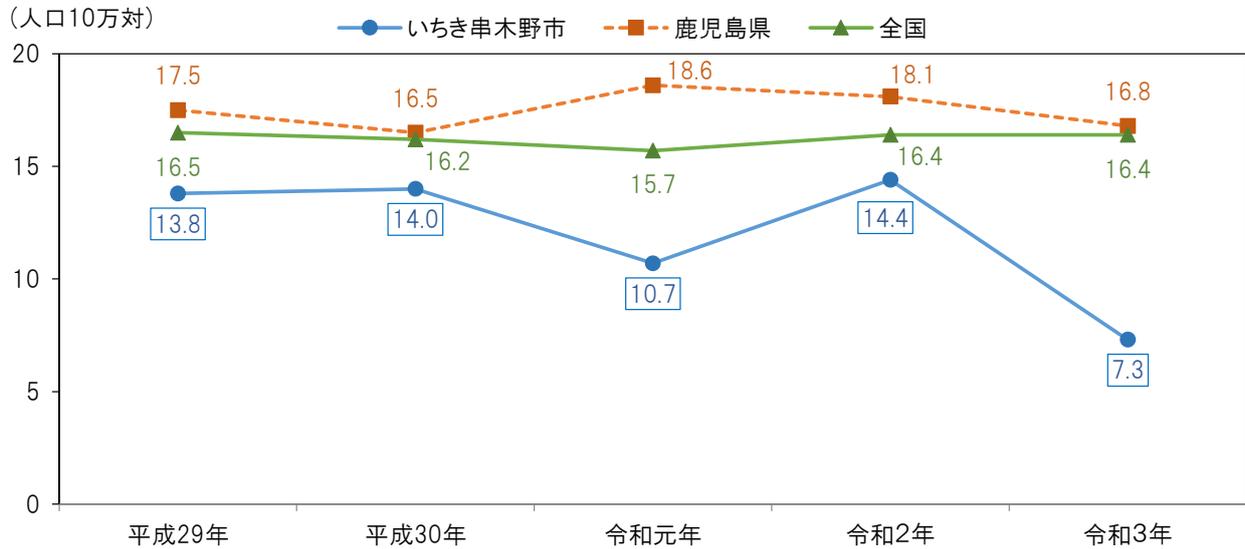
資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022」

(3) 自殺死亡率の推移

いちき串木野市の自殺死亡率は、令和元年に一旦減少し、令和2年に再び増加しましたが、令和3年は7.3まで減少しています。

いちき串木野市と全国・鹿児島県を比較すると、令和3年はいちき串木野市が7.3と大幅に下回っています。

【自殺死亡率の推移】

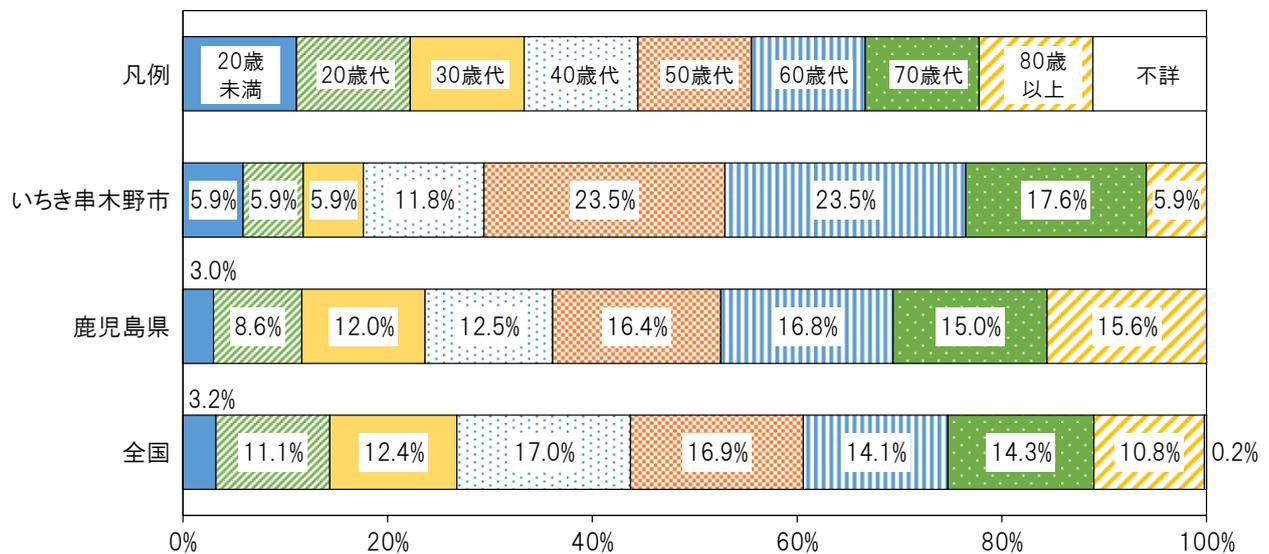


資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2022」

(4) 自殺者数の年齢別割合

いちき串木野市の自殺者数の5年間の合計を年齢別割合で見ると、いちき串木野市では50歳代と60歳代が23.5%と最も多く、50歳以上が7割を占めています。

【自殺者数の年齢別割合（平成29年～令和3年の5年間の合計）】

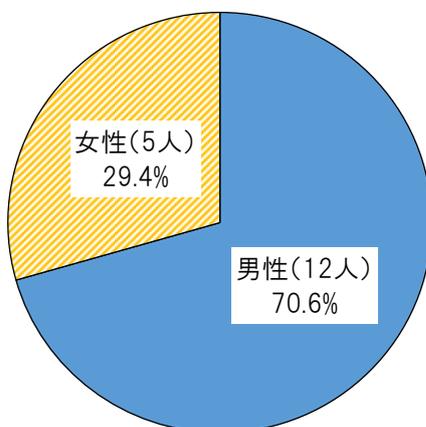


資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2022」

(5) 男女別自殺者数

いちき串木野市の自殺者数の5年間の合計は 17 人であり、内訳では男性が 12 人 (70.6%)、女性が5人 (29.4%) で男性が女性の2.4倍となっています。

【男女別自殺者数（平成29年～令和3年の5年間の合計）】

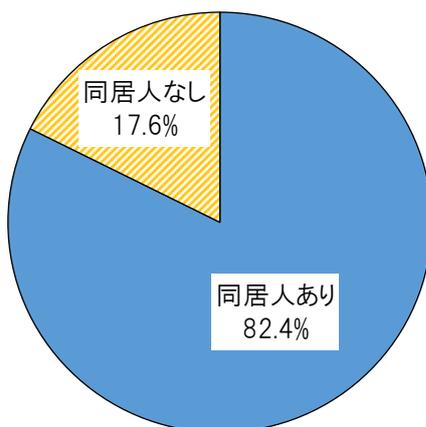


資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2022」

(6) 同居人の有無（同居、独居）

いちき串木野市の同居人の有無による自殺者数の5年間の合計では、「あり」は 82.4%、「なし」は 17.6%で、独居より同居が多くなっています。

【同居人の有無による自殺者数（平成29年～令和3年の5年間の合計）】



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール2022」

(7) いちき串木野市におけるリスクが高い対象群

平成 29 年～令和3年の5年間における自殺の実態について、いのち支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル 2022」により、本市において自殺で亡くなる人の割合が多い属性（性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別）の上位5区分が示されました。

また、この属性情報から、本市において推奨される重点施策として、①「無職者・失業者」、②「生活困窮者」、③「高齢者」に対する取組が挙げられました。

【いちき串木野市におけるリスクが高い対象群】

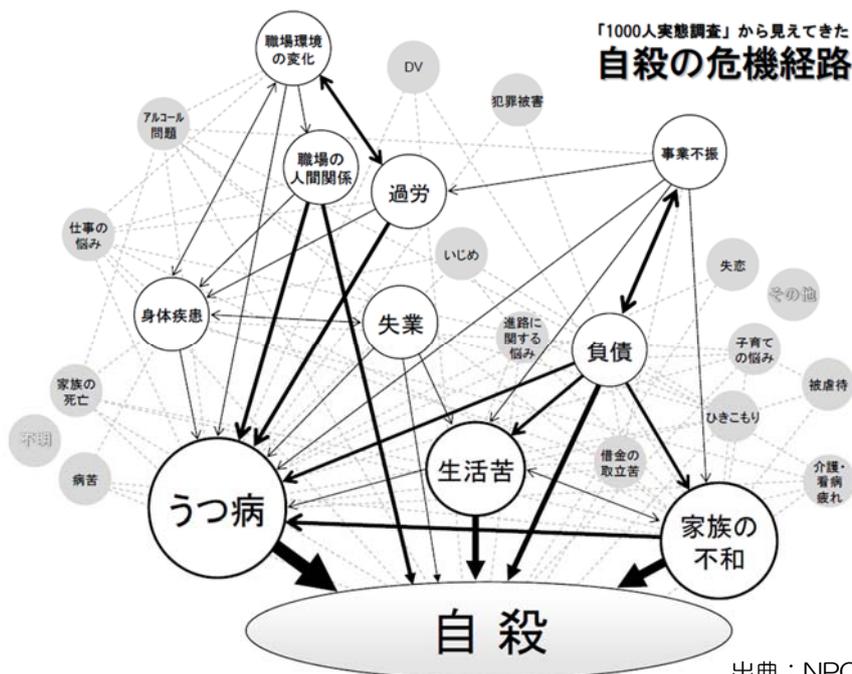
上位5区分※※1	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)※※2	背景にある主な自殺の危機経路※※3
1位:男性40～59歳 無職独居	3	17.6%	919.0	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上 無職同居	3	17.6%	24.9	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3位:女性60歳以上 無職同居	3	17.6%	16.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性60歳以上 有職同居	2	11.8%	22.8	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳 有職同居	2	11.8%	16.7	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022」

※※1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

※※2 自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を基にいのち支える自殺対策推進センターにて推計した。

※※3 NPO法人ライフリンクが行った自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖プロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されている。



2 市民意識調査の結果

■調査対象等

- ① 調査対象：いちき串木野市に居住する20歳以上80歳未満の市民2,400人（無作為抽出）
- ② 調査方法：郵送による配布及び郵送またはWEB方式による回収
- ③ 調査期間：令和4年9月12日（月）～令和4年9月30日（金）

④ 回収結果：

配布数	有効回答数	回収率
2,400件	798件 (郵送：662件、WEB：136件)	33.3% (郵送：27.6%、WEB：5.7%)

■回答者の属性

① 性別

男性 37.5%、女性 59.0%、その他 0.3%、無回答 3.3%

② 年齢

20歳代 9.8%、30歳代 12.2%、40歳代 12.0%、50歳代 17.2%、
60歳代 22.9%、70歳代 25.4%、無回答 0.5%

③ 世帯構成

親と子(2世代) 41.5%、配偶者 38.8%、ひとり暮らし 11.2%、
その他 4.6%、祖父母と親と子(3世代) 3.4%、無回答 0.5%

④ 職業

勤めている(役員・管理職以外) 25.9%、パート・アルバイト 19.9%、
専業主婦・主夫 15.7%、無職(仕事をしたいと思っていない) 9.6%、
自営業(事業経営・個人商店など) 7.5%、会社・団体などの役員 5.4%、
無職(仕事をしたいが、現在は求職していない) 4.6%、など

⑤ 配偶者との現在の関係

同居している 68.3%、単身赴任中 1.8%、別居している 1.5%、離別・死別した 8.5%、
配偶者・パートナーはいない 17.7%、無回答 2.3%

■調査票を見る際の注意点

- ① 比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入している。このため、百分比の合計が100%にならない場合がある。
- ② 複数回答の設問は、百分比の合計は100%を超える場合がある。
- ③ グラフ中における「n」は、各設問の回答者数（サンプル数）のことである。

(1) 悩みやストレスについて

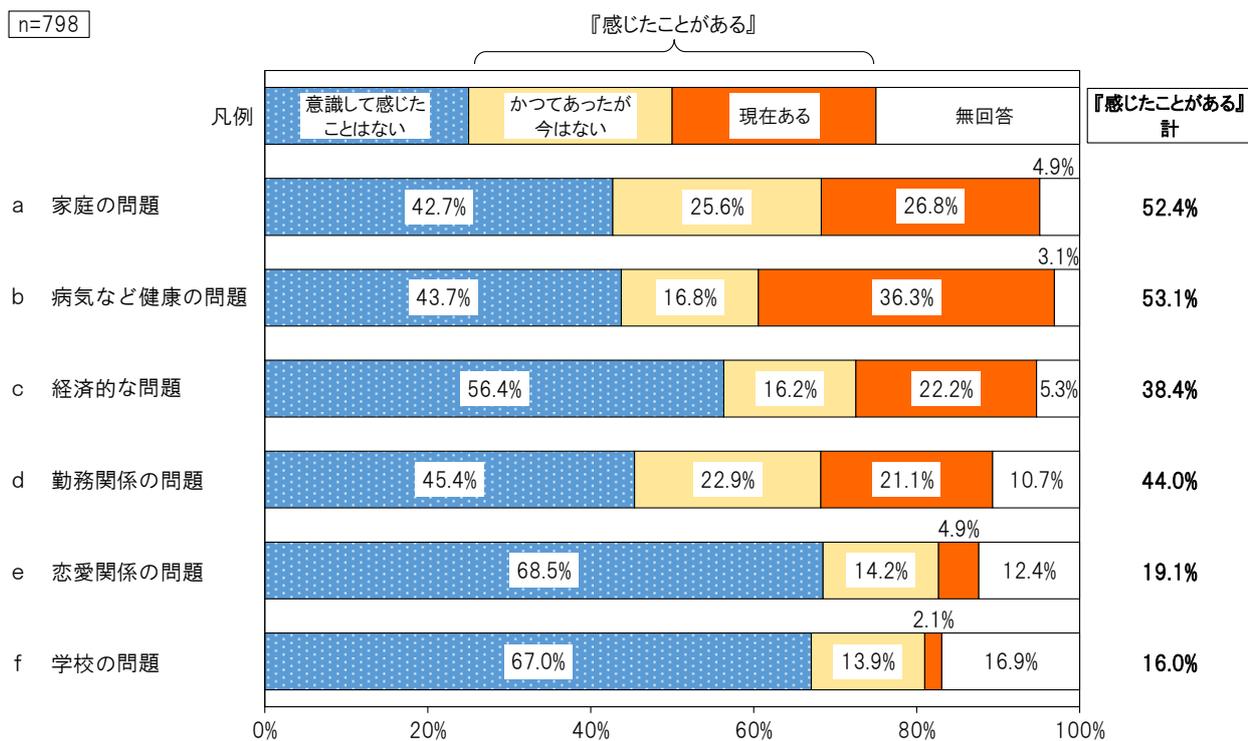
① 悩みやストレスの有無 (問 10)

5割以上が「健康」や「家庭」の問題を抱えている。

悩みやストレスの有無については、『感じたことがある』と回答した割合は、「病気など健康の問題」(53.1%)が最も高く、そのうち「現在ある」と回答した割合は3割を超えています。次いで「家庭の問題」(52.4%)、「勤務関係の問題」(44.0%)の順となっています。

※『感じたことがある』:「かつてあったが今はない」+「現在ある」

【悩みやストレスの有無】

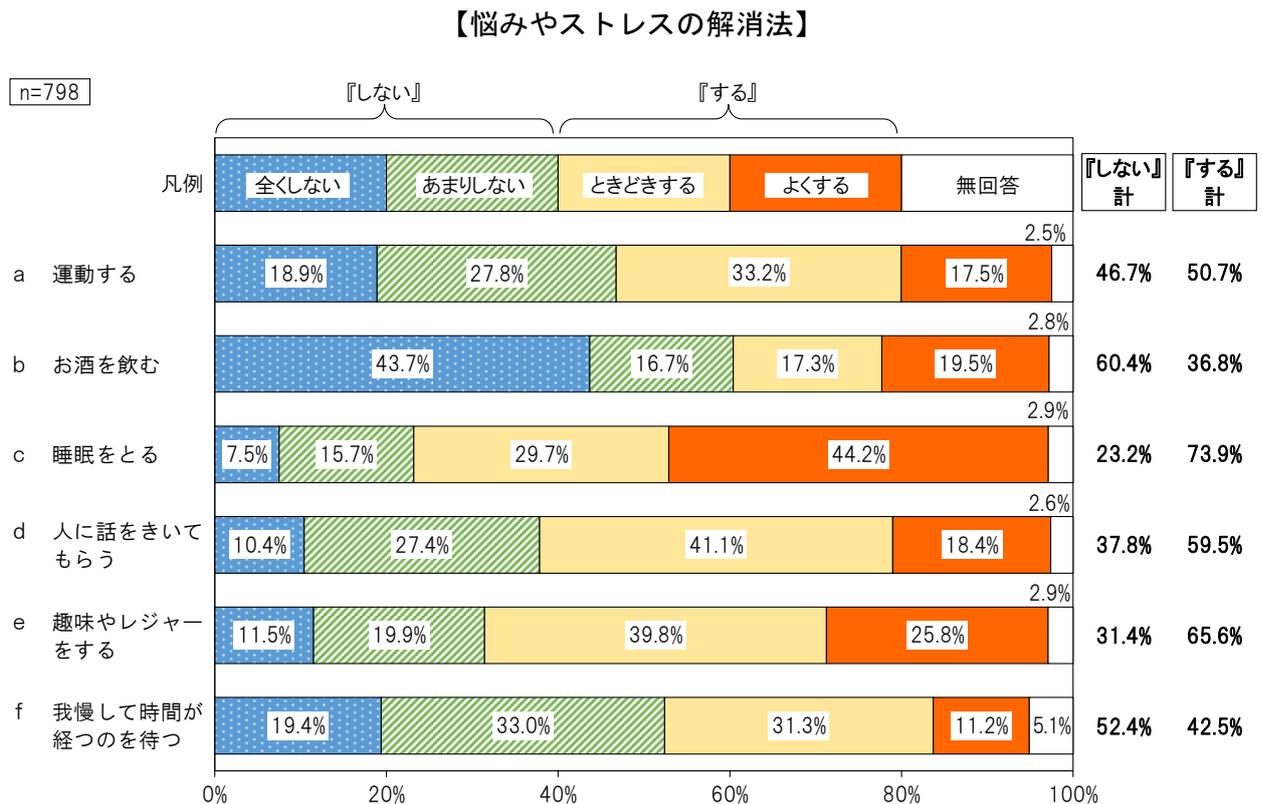


② 悩みやストレスの解消法（問 12）

7割以上の方が「睡眠をとる」と回答している。また、趣味・レジャーや話をきいてもらうことで解消している人も多い。一方、我慢する人が4割を超えている。

悩みやストレスの解消法については、『する』と回答した割合は、「睡眠をとる」（73.9%）が最も高く、次いで「趣味やレジャーをする」（65.6%）、「人に話をきいてもらう」（59.5%）の順となっています。

※ 『しない』：「全くしない」＋「あまりしない」、『する』：「ときどきする」＋「よくする」



(2) 相談することについて

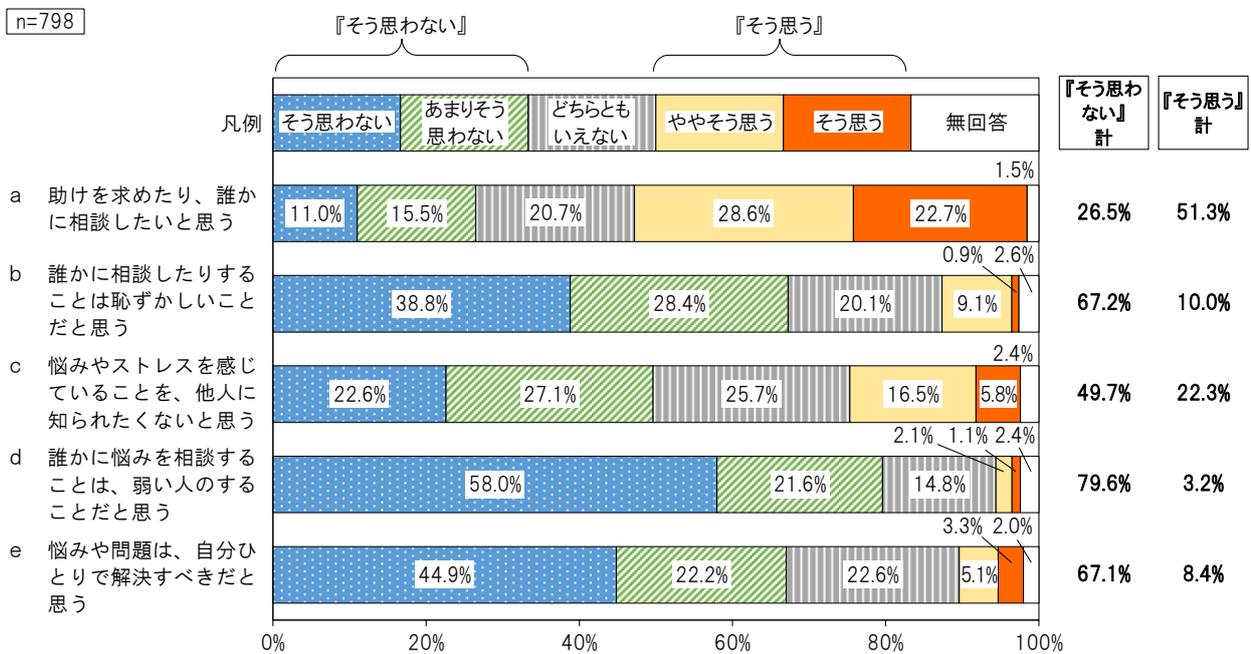
① 悩みやストレスを感じた時の考え方（問 13）

約5割の人が「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」と回答している一方、1～2割の人は「知られたくない」「恥ずかしい」と回答している。

悩みやストレスを感じた時の考え方については、『そう思う』と回答した割合は、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」（51.3%）が最も高く、次いで「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」（22.3%）、「誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思う」（10.0%）の順となっています。

※『そう思わない』:「そう思わない」+「あまりそう思わない」、『そう思う』:「ややそう思う」+「そう思う」

【悩みやストレスを感じた時の考え方】



② 悩みやストレスの相談相手（問 14）

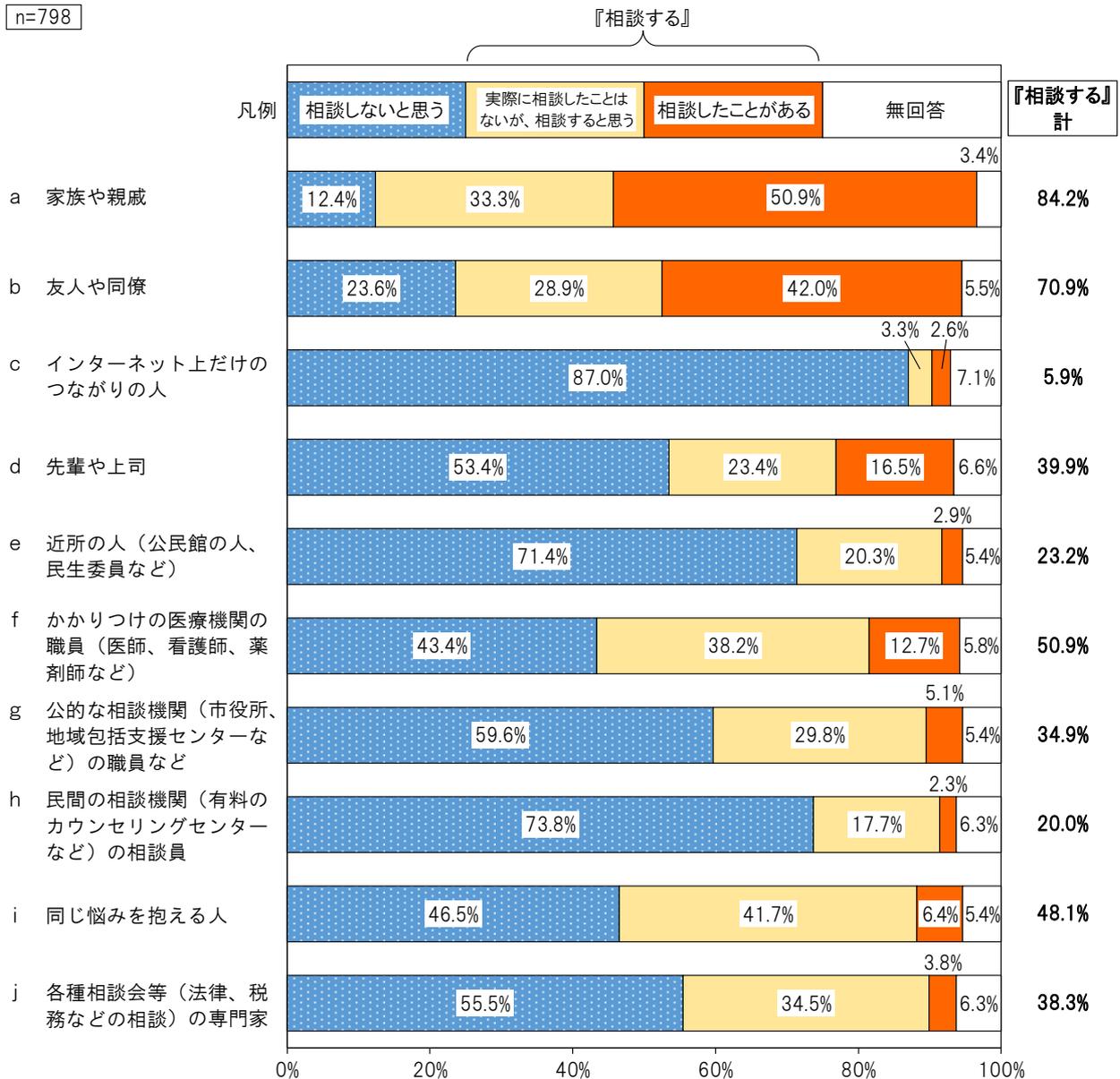
7割以上が「家族や親戚」「友人や同僚」など身近な存在が多く、公的・民間の相談機関は4割に満たない。

悩みやストレスの相談相手については、『相談する』と回答した割合は、「家族や親戚」（84.2%）が最も高く、次いで「友人や同僚」（70.9%）、「かかりつけの医療機関の職員（医師、看護師、薬剤師など）」（50.9%）の順となっています。

※『相談する』：「実際に相談したことはないが、相談すると思う」＋「相談したことがある」

【悩みやストレスの相談相手】

n=798



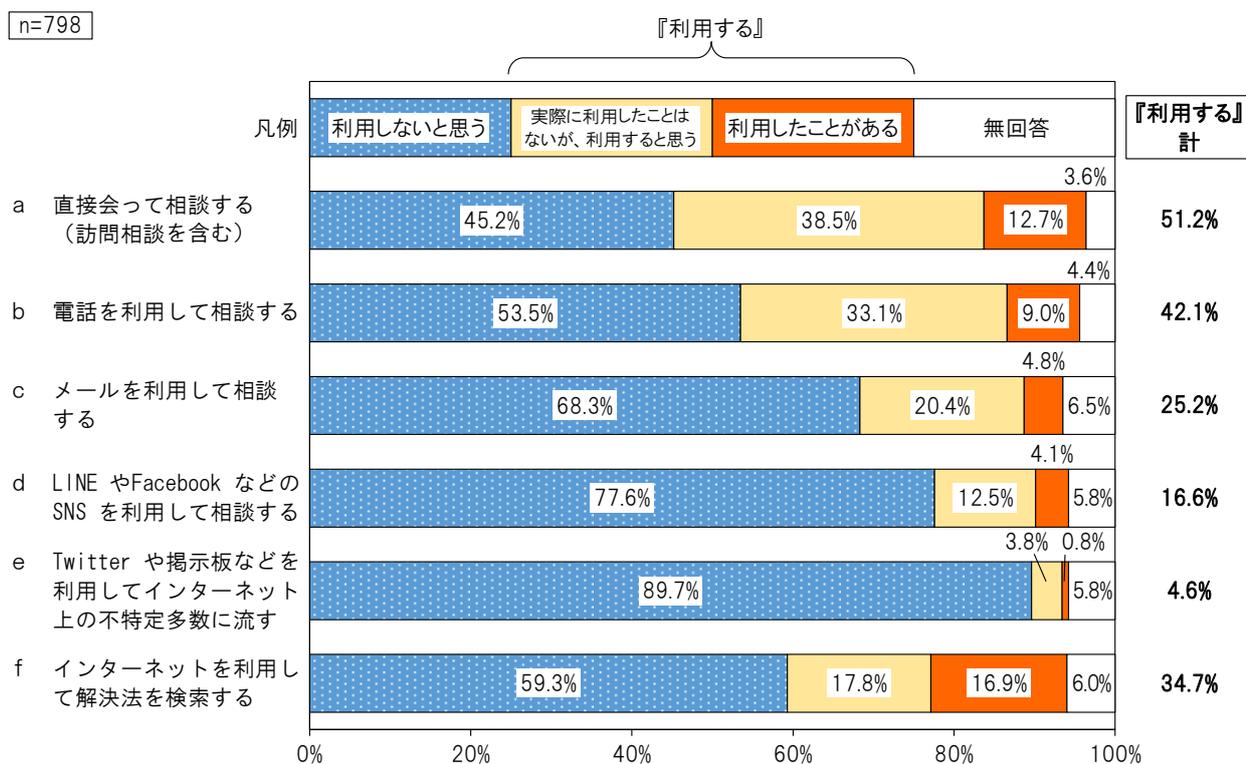
③ 悩みやストレスの相談方法（問 15）

約5割の人が「直接会って相談する」と回答している。メールや LINE 等は2割前後、「インターネットを利用して解決法を検索する」は3割を超えている。

悩みやストレスの相談方法については、『利用する』と回答した割合は、「直接会って相談する（訪問相談を含む）」（51.2%）が最も高く、次いで「電話を利用して相談する」（42.1%）、「インターネットを利用して解決法を検索する」（34.7%）の順となっています。

※『利用する』:「実際に利用したことはないが、利用すると思う」+「利用したことがある」

【悩みやストレスの相談方法】



(3) 相談を受けることについて

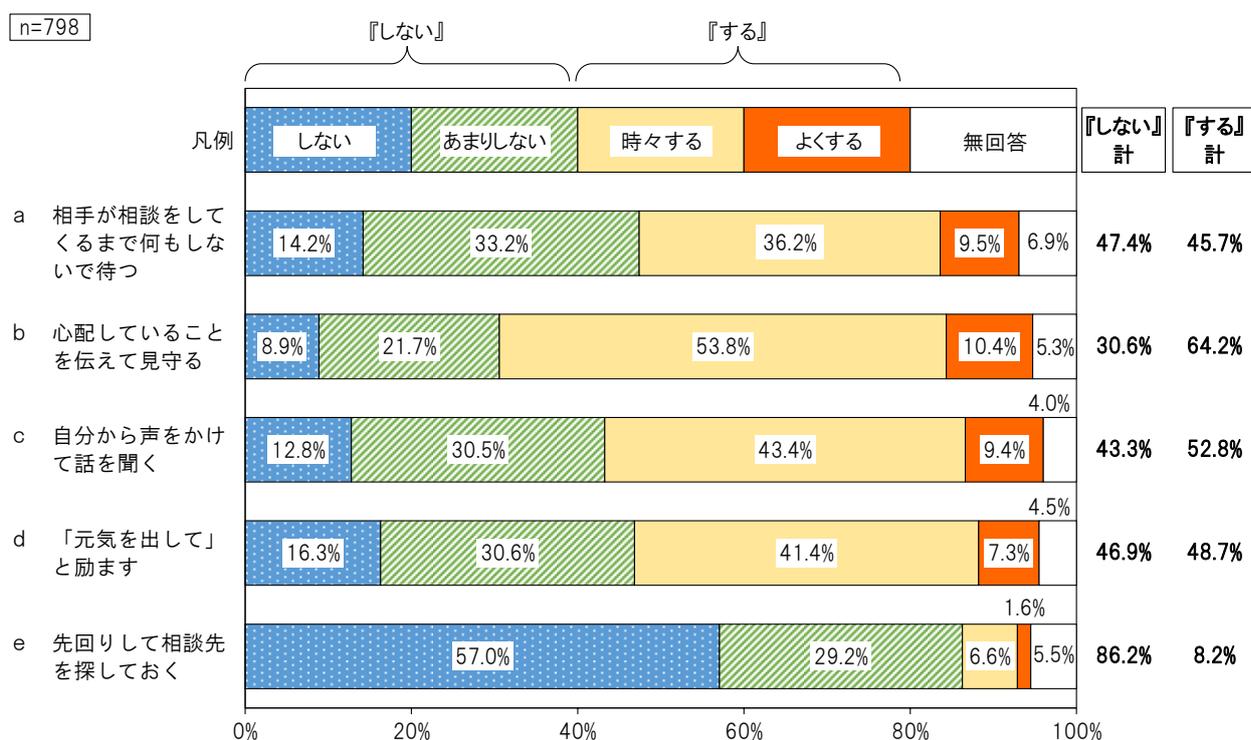
① 身近な人が辛そうに見えた時の対応（問 16）

6割以上の方が「心配していることを伝えて見守る」と回答している。

身近な人が辛そうに見えた時の対応については、『する』と回答した割合は、「心配していることを伝えて見守る」（64.2%）と回答した割合が最も高く、次いで「自分から声をかけて話を聞く」（52.8%）、「元氣を出して」と励ます」（48.7%）の順となっています。

※『しない』：「しない」＋「あまりしない」、『する』：「時々する」＋「よくする」

【身近な人が辛そうに見えた時の対応】



(4) 自殺に関する考えについて

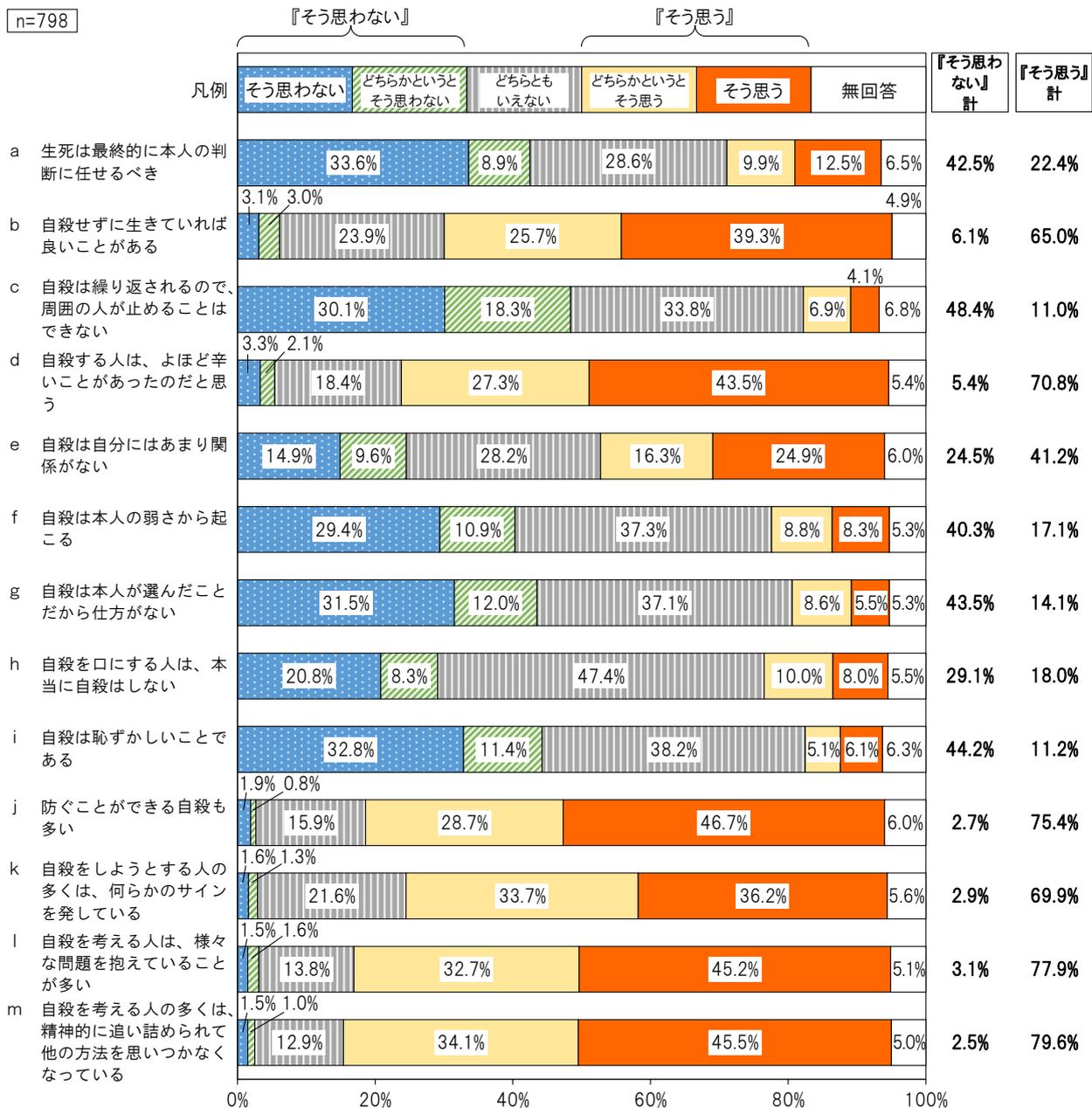
① 自殺に関する意見（問 22）

約 8 割の人が「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」と回答している一方、2 割弱の人は「弱さから起こる」「恥ずかしい」と回答している。

自殺に関する意見については、『そう思う』と回答した割合は、「自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」（79.6%）が最も高く、次いで「自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」（77.9%）、「防ぐことができる自殺も多い」（75.4%）の順となっています。

※『そう思わない』：「そう思わない」＋「どちらかというと思わない」、
『そう思う』：「どちらかというと思う」＋「そう思う」

【自殺に関する意見】



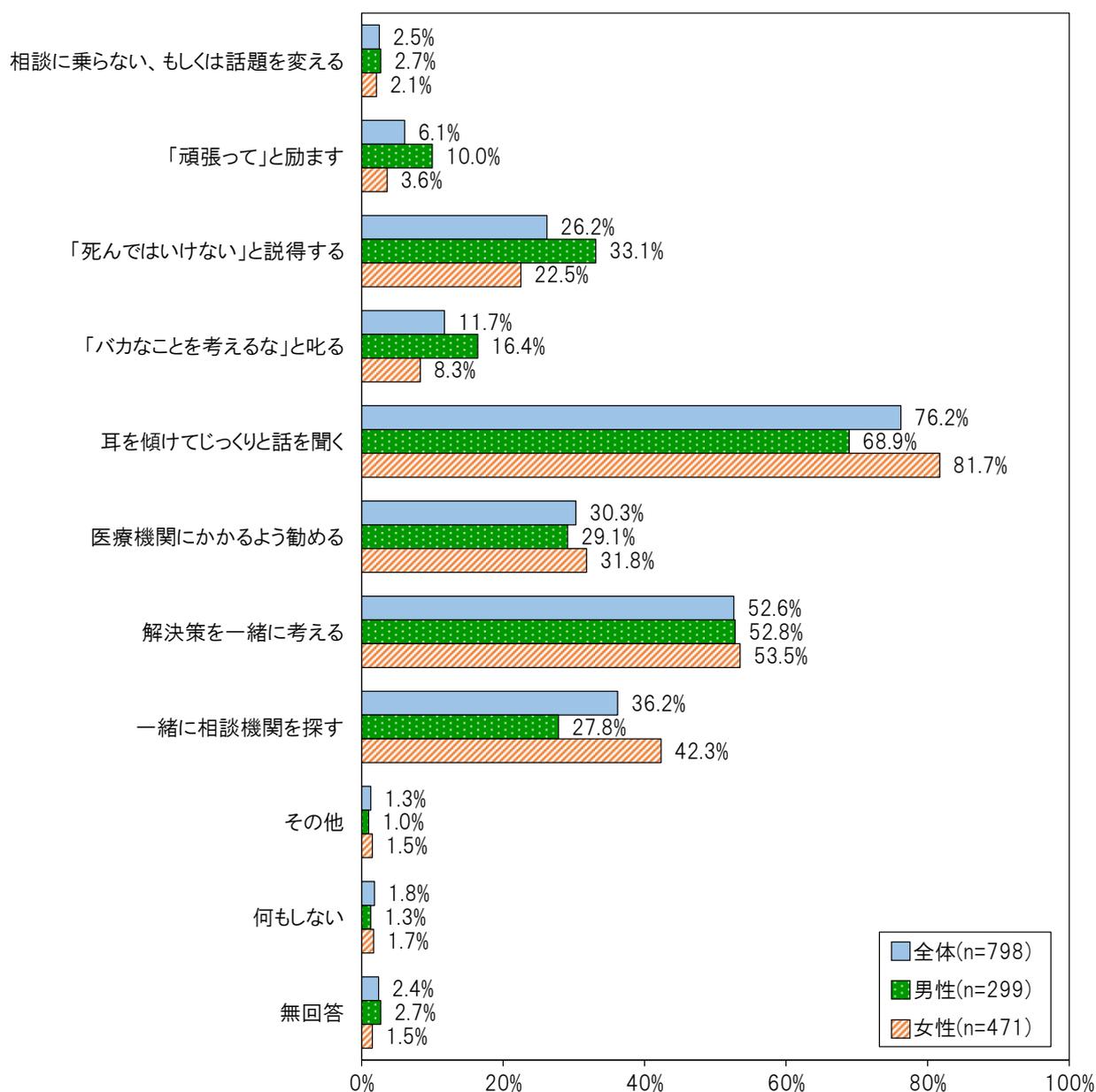
② 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応（問 23）

7割以上の方が「耳を傾けてじっくりと話を聞く」と回答している。

身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応については、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」（76.2%）と回答した割合が最も高く、次いで「解決策を一緒に考える」（52.6%）、「一緒に相談機関を探す」（36.2%）の順となっています。

性別で見ると、「死んではいけない」と説得すると回答した割合は、男性が女性より10.6ポイント高くなっています。「耳を傾けてじっくりと話を聞く」、「一緒に相談機関を探す」と回答した割合は、女性が男性より10ポイント以上高くなっています。

【身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応】



(5) 自殺対策・予防等について

① 自殺対策に関する事柄についての認知度（問 31）

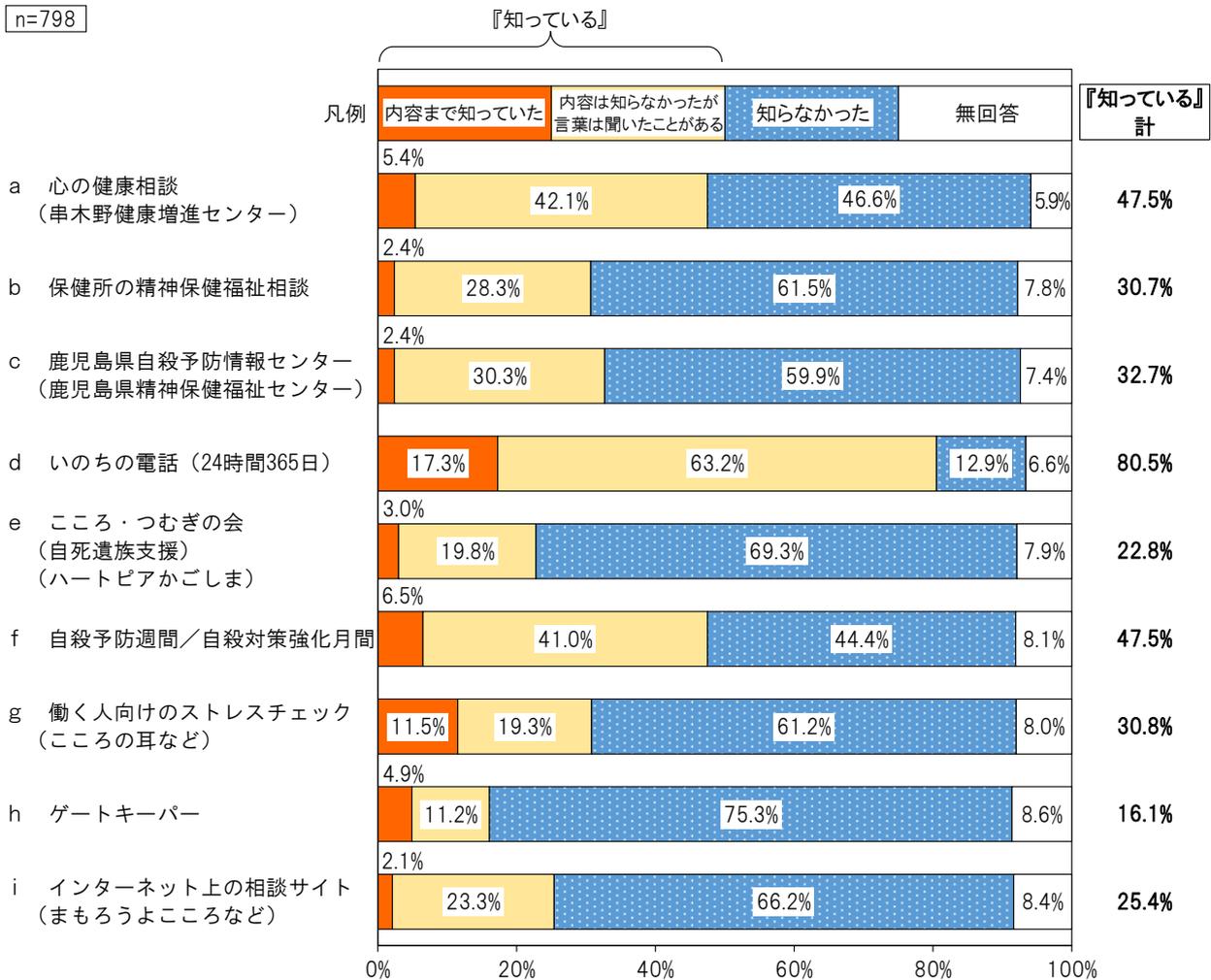
ゲートキーパーを知っている人の割合は2割未満、自殺対策関連の相談機関を知っている人の割合は3割未満となっている。

自殺対策に関する事柄についての認知度については、『知っている』と回答した割合は、「いのちの電話（24 時間 365 日）」（80.5%）が最も高く、次いで「心の健康相談（串木野健康増進センター）」（47.5%）、「自殺予防週間／自殺対策強化月間」（47.5%）、「鹿児島県自殺予防情報センター（鹿児島県精神保健福祉センター）」（32.7%）の順となっています。

※『知っている』:「内容まで知っていた」+「内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある」

【自殺対策に関する事柄についての認知度】

n=798



【計画の目標達成状況】

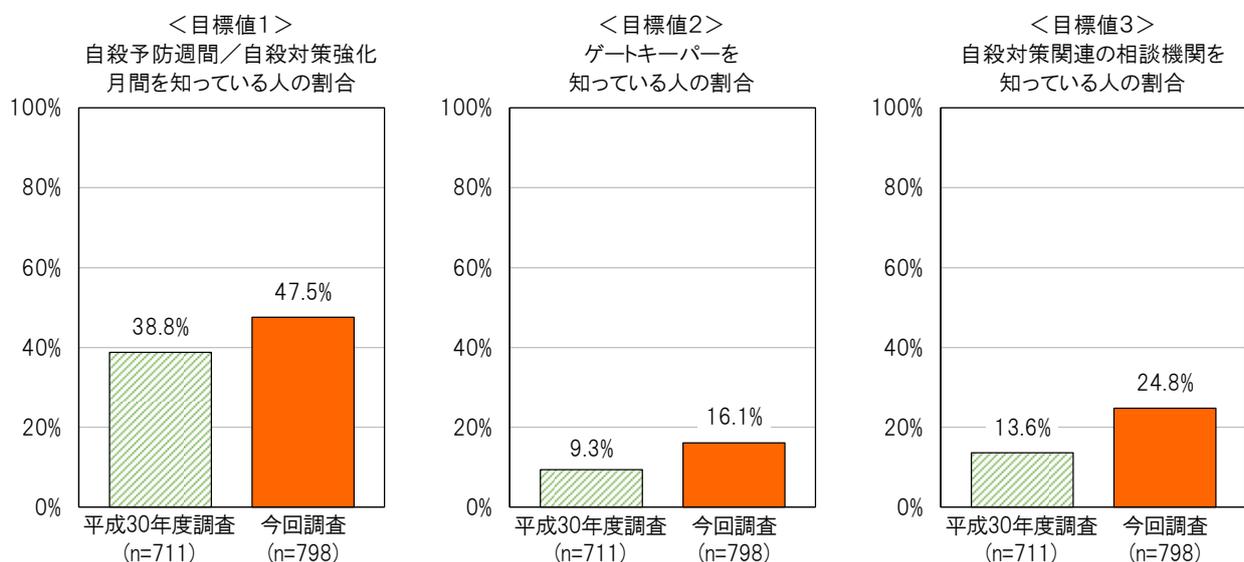
「自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合」は「順調に改善」、「ゲートキーパーを知っている人の割合」「自殺対策関連の相談機関を知っている人の割合」は「やや改善」となっており、いずれも前回調査に比べ改善しています。

評価方法

数値目標のある指標		
◎	達成	既に目標値を達成した指標
○	順調に改善	①「(計画策定時+目標値)÷2」以上の伸びを示している指標 ②目標設定の性格上目標値を100%または0%に設定していることから、 ①の伸びは実際上困難であったもののうち、一定以上の伸びを示している指標
△	やや改善	改善しているが「(計画策定時+目標値)÷2」未満である指標
×	横ばい・悪化	横ばいまたは悪化している指標

達成状況

	指標	平成30年度 (前回調査)	令和4年度 (今回調査)	目標値	評価
目標値1	自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合	38.8%	47.5%	50%	○
目標値2	ゲートキーパーを知っている人の割合	9.3%	16.1%	25%	△
目標値3	自殺対策関連の相談機関を知っている人の割合	13.6%	24.8%	6割以上	△



※知っている人の割合は、「内容まで知っていた」または「内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある」と回答した人として算出している。ただし、今回調査の自殺対策関連の相談機関を知っている人の割合は、前回調査と比較するため、「f 自殺予防週間／自殺対策強化月間」と「h ゲートキーパー」を除くすべての項目について、1つでも「内容まで知っていた」と回答した人として算出している。なお、平成30年度調査の自殺対策関連の相談機関を知っている人の割合は、「a 心の健康相談(串木野健康増進センター)」「b 保健所の精神保健福祉相談」「c 鹿児島県自殺予防情報センター(鹿児島県精神保健福祉センター)」「d いのちの電話(24時間365日)」「e ころも・つむぎの会(自死遺族支援)(ハートピアかごしま)」について、1つでも「内容まで知っていた」と回答した人として算出している。

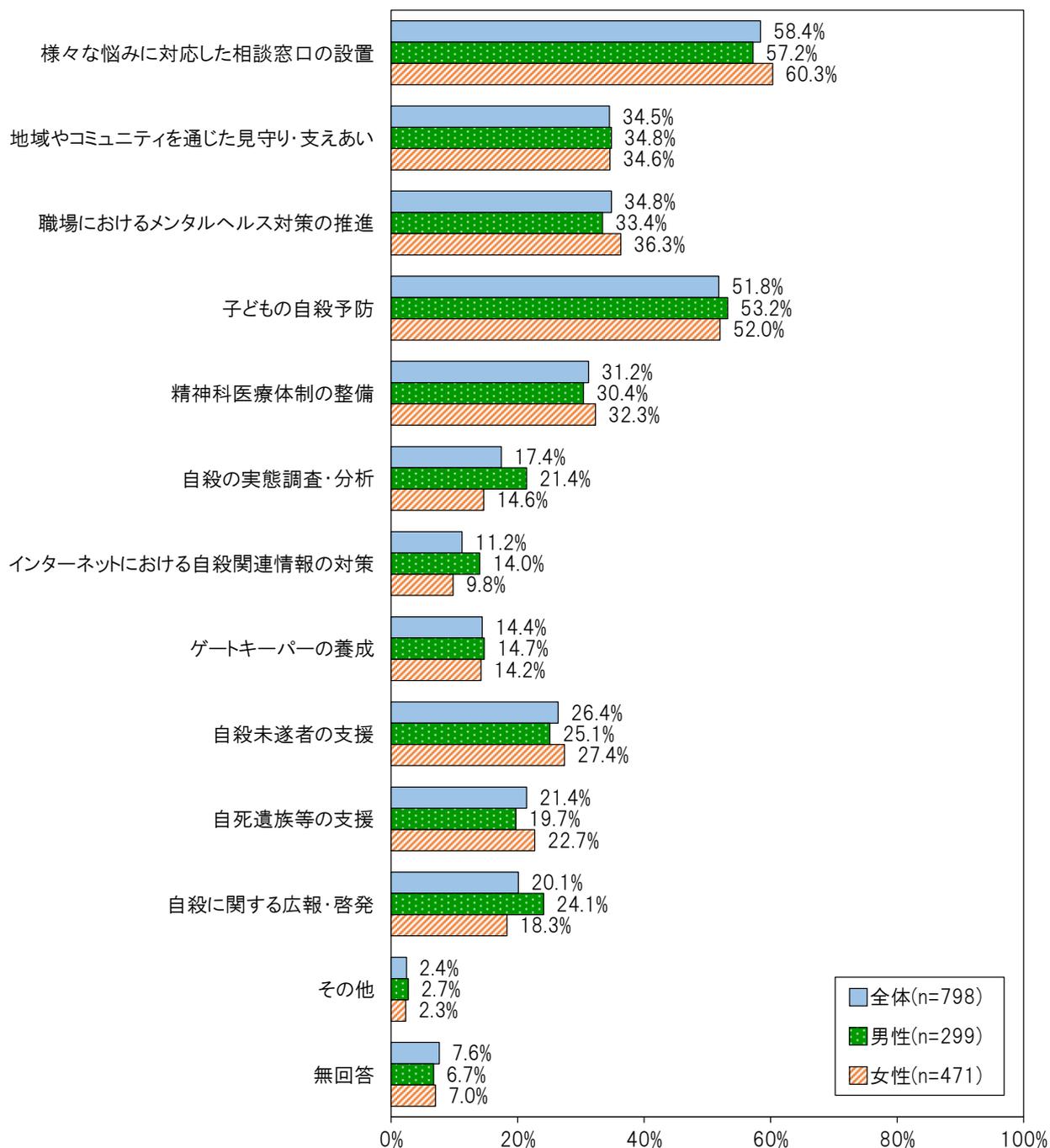
② 市の自殺対策で必要と思うもの（問 32）

5割以上の方が「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」「子どもの自殺予防」を必要としている。

市の自殺対策で必要と思うものについては、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」（58.4%）と回答した割合が最も高く、次いで「子どもの自殺予防」（51.8%）、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」（34.8%）の順となっています。

性別でみると、「自殺の実態調査・分析」、「自殺に関する広報・啓発」と回答した割合は、男性が女性より5ポイント以上高くなっています。

【市の自殺対策で必要と思うもの】



(6) うつに関する意識について

① 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいた時に最も利用したい専門の相談窓口（問 19）

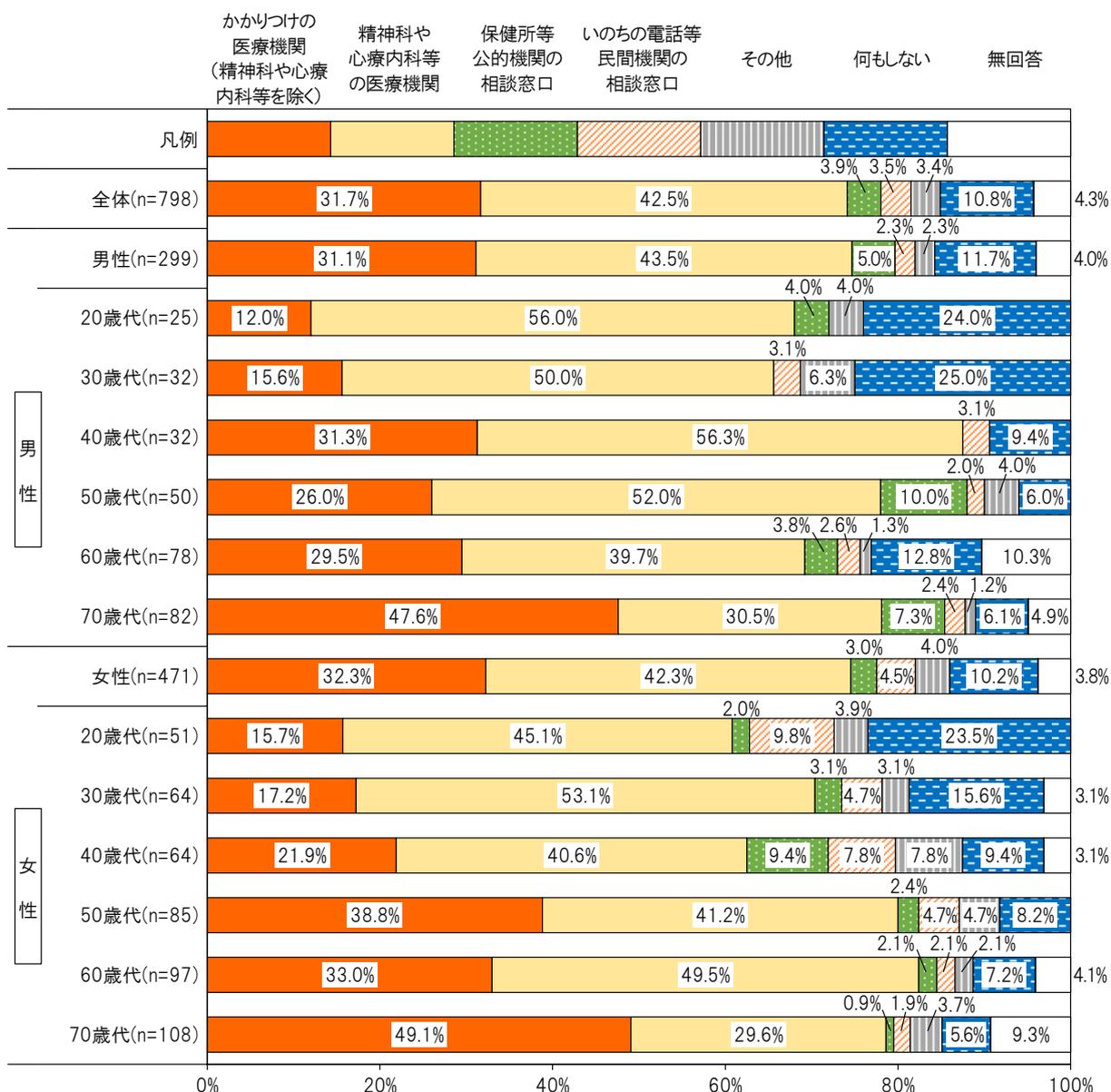
4割以上の方が「精神科や心療内科等の医療機関」と回答している一方、約1割の人が「何もしない」と回答している。

自分自身の「うつ病のサイン」に気づいた時に最も利用したい専門の相談窓口については、「精神科や心療内科等の医療機関」（42.5%）と回答した割合が最も高く、次いで「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」（31.7%）、「何もしない」（10.8%）の順となっています。

性別でみると、大きな差異はみられません。

性・年代別でみると、男女とも70歳代では「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」と回答した割合が最も高くなっています。また、「何もしない」と回答した割合は、男女とも20～30歳代で高くなっています。

【自分自身の「うつ病のサイン」に気づいた時に最も利用したい専門の相談窓口】



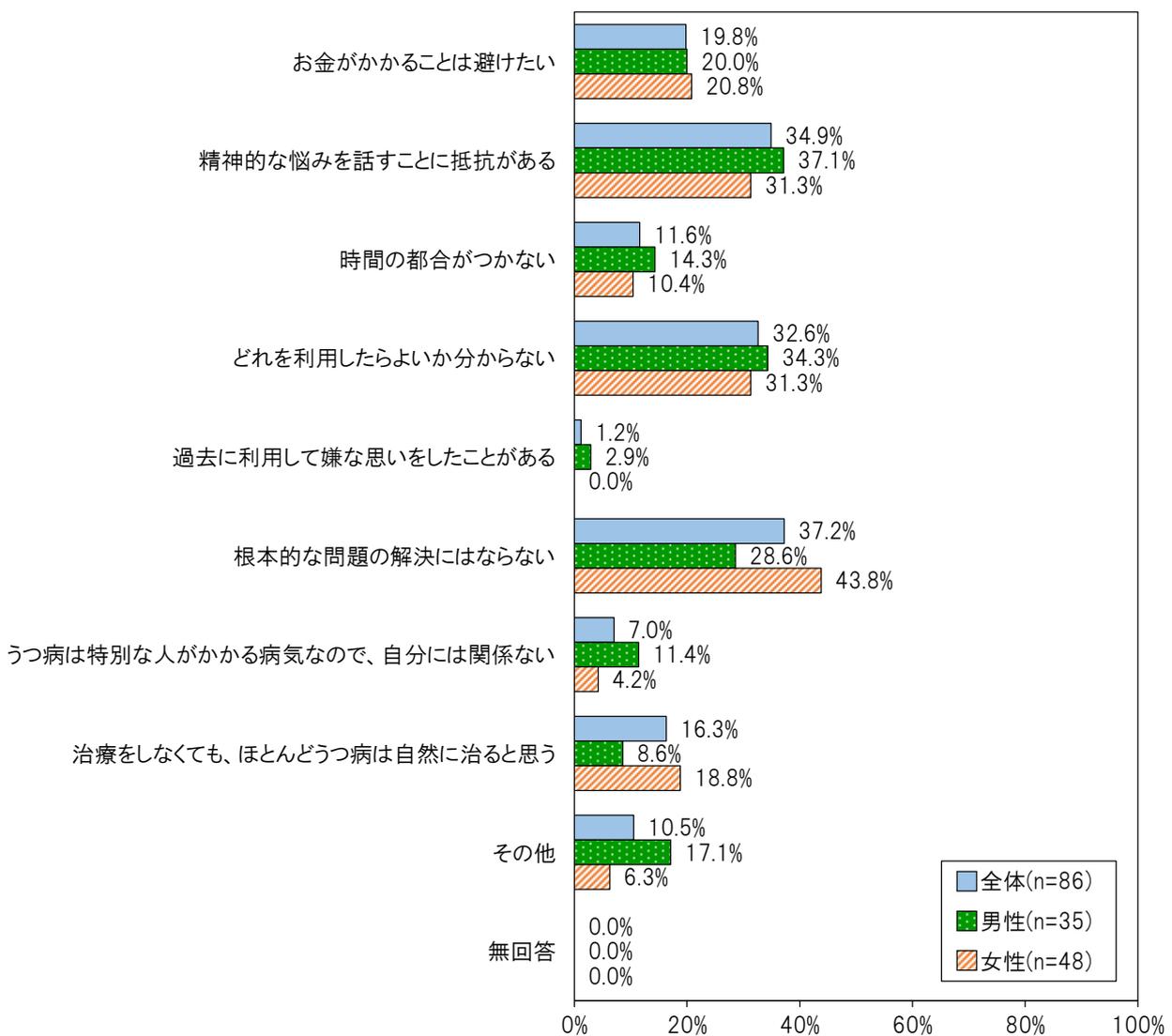
② 専門の相談窓口を利用しない理由（問 20）

約 4 割の人が「根本的な問題の解決にはならない」と回答し、また、約 3 割の人が「どれを利用したらよいか分からない」と回答している。

専門の相談窓口を利用しない理由については、「根本的な問題の解決にはならない」（37.2%）と回答した割合が最も高く、次いで「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」（34.9%）、「どれを利用したらよいか分からない」（32.6%）の順となっています。

性別でみると、「根本的な問題の解決にはならない」、「治療をしなくても、ほとんどうつ病は自然に治ると思う」と回答した割合は、女性が男性より 10 ポイント以上高くなっています。

【専門の相談窓口を利用しない理由】



(7) 本気で自殺をしたいと考えたことがあるかどうかについて

① 自殺を考えた経験（問 36）

約 1 割の人が「自殺未遂の経験や自殺をしたいと考えたことがある」と回答している。

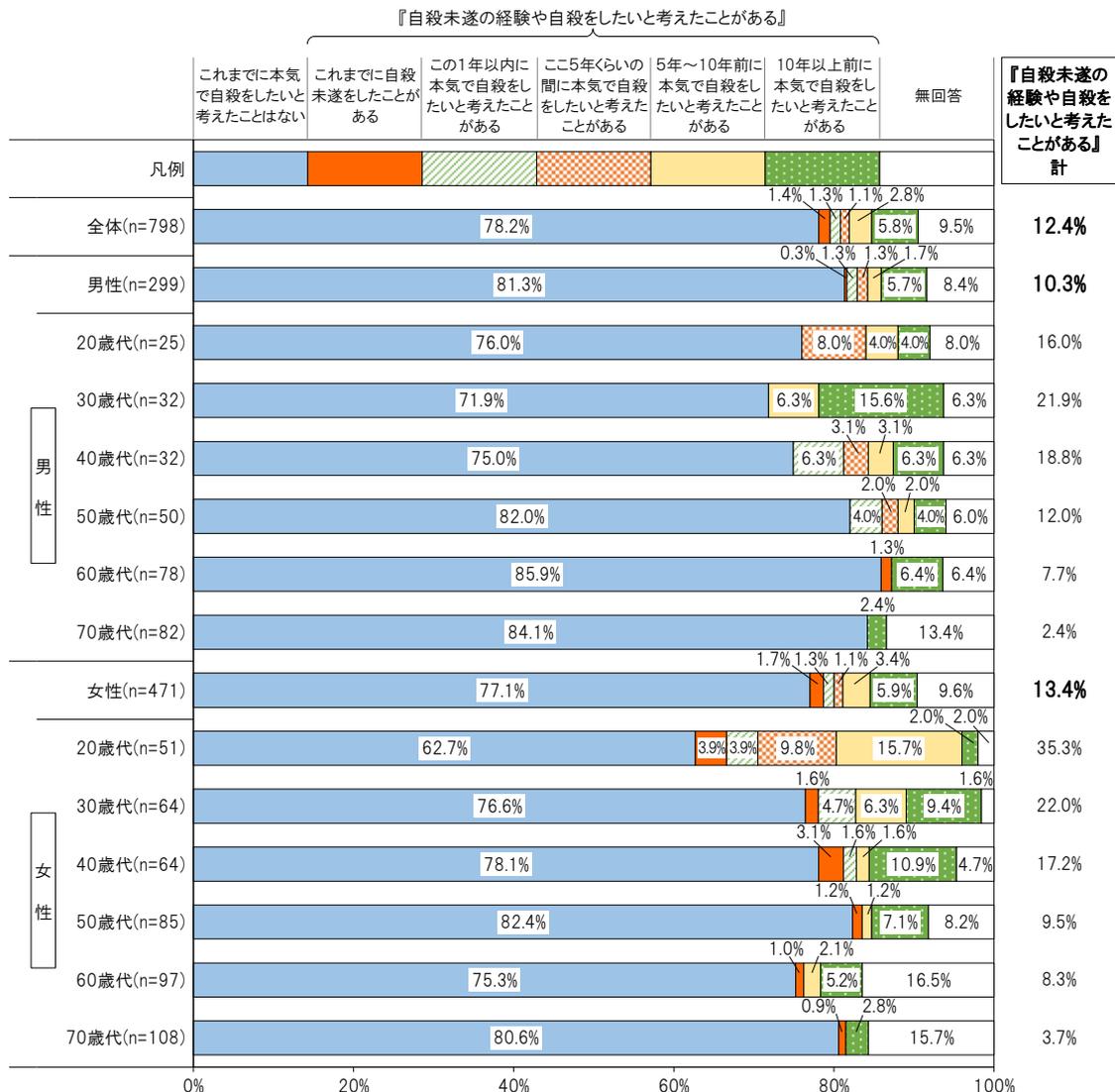
自殺を考えた経験については、「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」（78.2%）と回答した割合が最も高く、次いで「10 年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」（5.8%）、「5年～10 年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」（2.8%）の順となっています。また、『自殺未遂の経験や自殺をしたいと考えたことがある』と回答した割合は 12.4%となっています。

性別でみると、『自殺未遂の経験や自殺をしたいと考えたことがある』と回答した割合は、女性が男性より高くなっています。

性・年代別でみると、女性では各年代で 1 人以上が「これまでに自殺未遂をしたことがある」と回答しています。

※『自殺未遂の経験や自殺をしたいと考えたことがある』：「これまでに自殺未遂をしたことがある」＋「この 1 年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある」＋「ここ 5 年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」＋「5 年～10 年前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」＋「10 年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」

【自殺を考えた経験】



(8) 自殺に関する統計からみた本市の特徴

市の自殺の実態に即した計画を策定するため、いのち支える自殺対策推進センターが自治体ごとの自殺実態を示した「地域自殺実態プロファイル 2022」を基に分析を行いました。

また、自殺に対する市民の意識などの実態を把握することを目的としたアンケート調査を実施し、この調査結果を分析しました。

これらの分析結果から見えてきたいちき串木野市の自殺をめぐる現状のポイントは、以下の通りです。

- 市内における年間自殺者数は減少傾向にあり、自殺死亡率は全国、鹿児島県の平均より低い。
- 50 歳代～70 歳代の自殺死亡率が高い。
- 性別では、女性より男性の方が自殺死亡率が高い。
- 自殺者の約 8 割に同居人がいた。
- 有職者より無職者の方が自殺死亡率が高い。
- 市民の約 8 割が自殺対策関連の相談機関またはゲートキーパーのことを知らない。
- 市民の 5 割以上が「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」、「子どもの自殺予防」を必要と感じている。
- 市民の約 8 割が「防ぐことができる自殺も多い」と感じている。

3 第1次自殺対策計画の取組と評価

本市では、平成30年度に第1次自殺対策計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良いまちづくりを目指して、基本施策・重点施策に基づき、下記のとおり目標を掲げ、各課・関係機関で自殺対策につながる取組を行いました。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ゲートキーパー養成講座や研修会等の中止や規模の縮小により取組として不十分な面もありましたが、各課・関係団体における様々な取組により、目標の達成には至らなかったものの、改善している項目も見られます。

一見、自殺対策とは思われないような事業でも、結果として自殺対策に結び付いているという意識をもち、今後も市全体で取組を継続・検討していきます。

No	指 標	H30年度 現状値	第1次 目標値	R4年度 実績値	達成 度
1	年間自殺者数	—	計画最終年度の R5年度までに、 0人に近づける		
2	いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議の開催	—	毎年1～2回	毎年1回	5
3	市民のゲートキーパー養成講座の受講者数	—	500人	158人	2
4	自治体職員の自殺対策研修受講率	—	70%以上	41.3%	3
5	自殺予防週間／自殺対策強化月間を知っている人の割合	38.8%	50%	47.5%	4
6	ゲートキーパーを知っている人の割合	9.3%	25%	16.1%	3
7	自殺対策に関するパンフレット、リーフレット、カード等の設置箇所	—	増やす 10か所以上	13か所	5
8	自殺対策関連の相談機関を知っている人の割合	1割程度	6割以上	24.8%	2
9	自死遺族支援に関する情報や内容が記載されたパンフレット、リーフレット等の配布	—	R2年度までに 開始	支援カード作成 警察署や庁内窓口等 6箇所設置	○
10	SOSの出し方教育実施学校数	—	R5年度までに 全小中学校で 実施	中学校5校、 小学校8校中5校で 実施	○

■評価方法

数値目標のある指標	
1	0%程度
2	25%程度
3	50%程度
4	75%程度
5	100%程度

数値目標のない指標	
○	改善
△	横ばい
×	悪化

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない
居心地の良いまちづくりを目指す

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

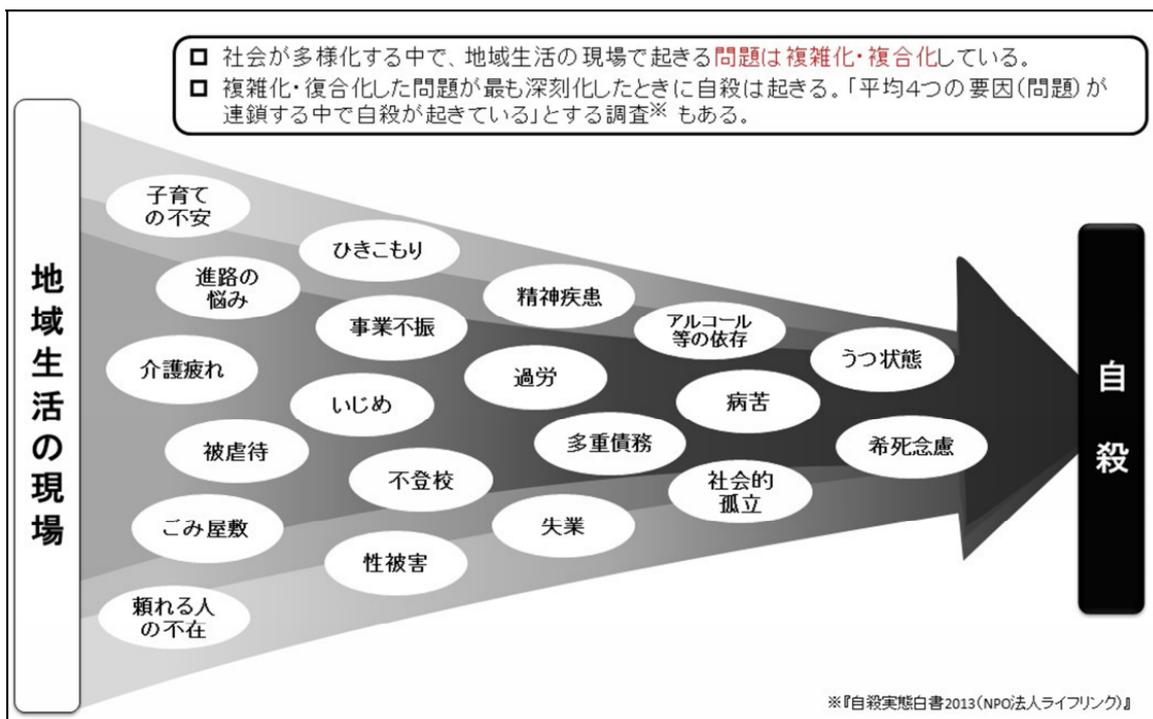
下図にあるように、自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じた「生きることの包括的な支援」によって社会全体の自殺リスクを低下させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す必要があります。

これらの考え方を踏まえ、本市においては上記の基本理念を掲げ、本計画の総合的な推進に取り組みます。

自殺の危機要因イメージ



2 基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。

本計画においても自殺総合対策大綱の基本認識を念頭において、自殺対策を推進していきます。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- (4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

3 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺総合対策大綱に示される6つの基本方針に沿って、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

自殺のリスクは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、地域のあらゆる取組を総動員して、推進することが重要です。

(2) 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する

自殺に追い込まれようとしている人が、生きることを選択し、安心して生活を送れるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する等社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。

有機的な連携を図るため、自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ^{※2}など、関連の分野において生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

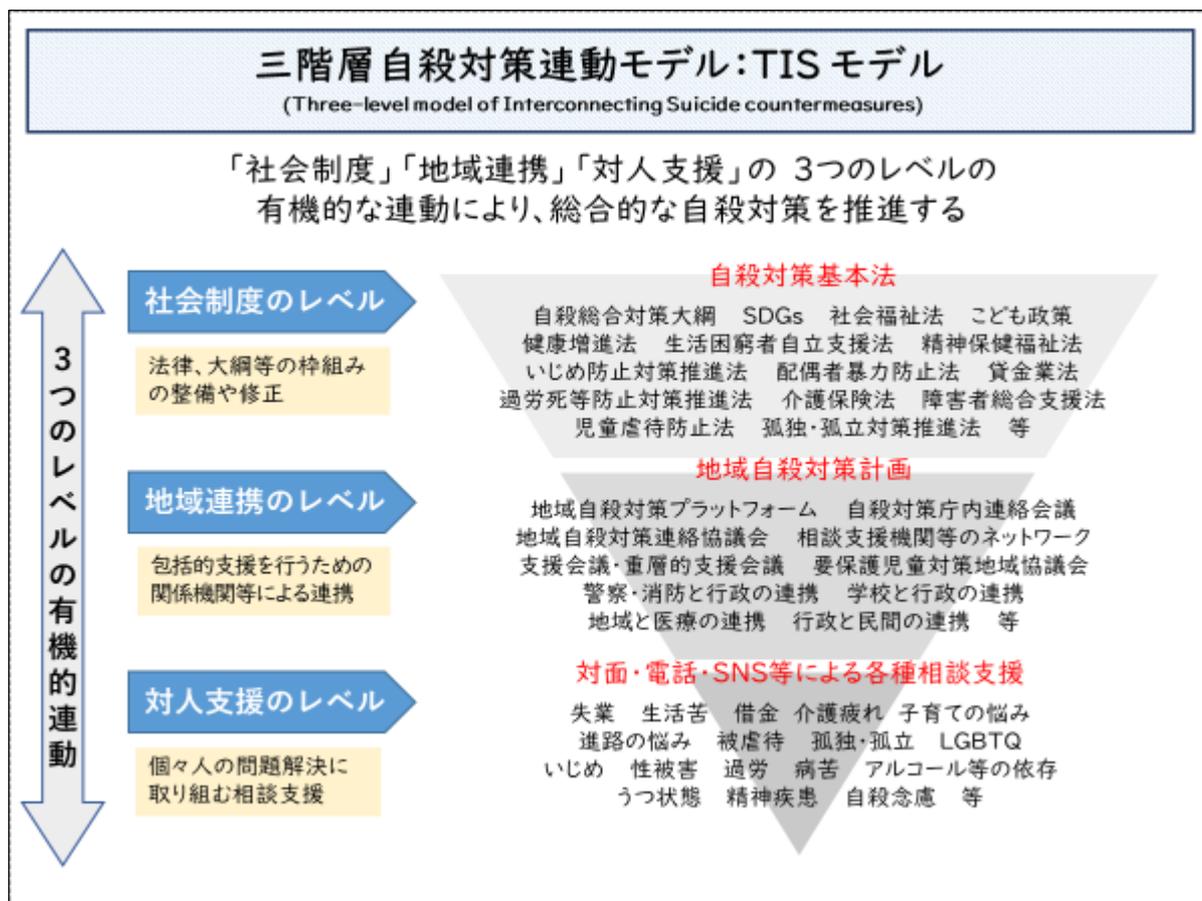
※2 性的マイノリティとは？

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。

(3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策を効果的に連動させる

自殺対策は、①個人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、②問題を複合的に抱える人を包括的に支援するための関係機関等による連携といった「地域連携のレベル」、③法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正といった「社会制度のレベル」、という3つのレベルに分けて考えることができます。社会全体の自殺リスクを低下させるためには、これらを有機的に連動させることで総合的に推進することが重要です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」も重要です。



資料：いのち支える自殺対策推進センター

(4) 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、当人が抱える問題における専門家につなぎ、専門家と協力しながら見守っていきけるよう、メンタルヘルスの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことや、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市だけでなく、国や県、他の市町村、関係機関、企業そして市民と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

また、地方公共団体等の相談窓口及び支援機関とのネットワーク化を推進し、情報共有のためのプラットフォームづくりが重要となります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策に関わるすべての人が、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

4 施策の体系

基本理念、基本方針を実現するため、以下のとおり、7つの基本施策と、4つの対象群を重点とした自殺対策を推進します。

基本施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている基盤的な取組を踏まえた7つの取組となっています。

また、本市における現状を踏まえ、自殺のハイリスク群である「高齢者」、「無職者・失業者・生活困窮者」に加え、新しい国の自殺総合対策大綱のポイントとして掲げられている「子ども・若者」、「女性」を対象とする対策を重点的に取り組みます。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない
居心地の良いまちづくりを目指す

基本方針

- (1) 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する
- (2) 関連機関の施策との有機的な連携による総合的な取組を推進する
- (3) 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策を効果的に連動させる
- (4) 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪で推進する
- (5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

具体的な 施策・事業

- 基本施策1 地域におけるネットワークの強化
- 基本施策2 地域における相談体制の充実と居場所づくり
- 基本施策3 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策4 住民への啓発と周知
- 基本施策5 自殺未遂者等への支援の充実
- 基本施策6 自死遺族等への支援の充実
- 基本施策7 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- 重点施策1 高齢者
- 重点施策2 無職者・失業者・生活困窮者
- 重点施策3 子ども・若者への支援
- 重点施策4 女性への支援

第4章 具体的な施策・事業

1 基本施策

いちき串木野市では、国が示した「地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない」下記の7つの基本施策に則って、各施策を連動させつつ、総合的に推進することで、本市の自殺対策の基盤を強化します。

＜いちき串木野市の基本施策＞

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 地域における相談体制の充実と居場所づくり
- (3) 自殺対策を支える人材の育成
- (4) 住民への啓発と周知
- (5) 自殺未遂者等への支援の充実
- (6) 自死遺族等への支援の充実
- (7) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) 地域におけるネットワークの強化



自殺対策が最大限にその効果を発揮して誰もが自殺に追い込まれることのないまちづくりを実現するために地方公共団体、関係団体、民間団体が有機的に連携・協力し、ネットワークの強化を進めます。

なお、ここでは自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含みます。

① 地域における連携・ネットワークの強化

取組・事業名	内容	主な実施主体
地域の見守り活動、各高齢者クラブの定例会	公民館との連携を強化するとともに、日常の声かけ運動に努める。	高齢者クラブ
民生委員等研修会	地域住民の身近な相談相手・見守り役である民生委員の対応スキルの向上に向けて研修会を実施する。	民生委員・主任児童委員
PTA 総会、PTA 会長会	いじめ、不登校、家庭・学校関係における人間関係の複雑さについて多岐に渡って検討協議していくため、自殺対策の視点を持ちながら話し合いに参加する。	社会教育課 PTA 連絡協議会
地域女性団体連絡協議会の研修会/地区単位での福祉部会	地域住民の抱える問題を把握し、情報を共有することで地域におけるネットワークの強化を行う。	地域女性団体連絡協議会
まちづくり協議会の代表の定例会、各まちづくり協議会の総会や定例会	協議会やネットワークに参加する機会がある時に、自殺対策の視点を持ちながら話し合いに参加する。	まちづくり協議会
各団体の開催している会議や自殺対策推進委員が参加している会議等	協議会やネットワークに参加する機会がある時に、自殺対策の視点を持ちながら話し合いに参加する。	商工会議所
各団体の開催している会議や自殺対策推進委員が参加している会議等	生活保護受給者等就労自立促進協議会など、生活困窮者等への各種支援を協議する会議等において、自殺対策の視点を持ったうえで支援方策について協議することで、自殺対策の推進に努める。	公共職業安定所
こころの健康づくり・自殺予防連絡会	生きるための包括的な支援の実現のため、自殺予防対策を支えるネットワークの推進を図り、関係機関と連携して地域の実情に応じた取組を推進する。	伊集院保健所等

② 特定の課題に対する連携とネットワークの強化

取組・事業名	内容	主な実施主体
G-P ネット※ ³	患者の抱える問題を専門的な視点で判断し、必要に応じて専門医につなぐなど情報の共有することでネットワークの強化を行う。また、受診前に気軽に相談できる窓口等の検討や関係機関との連携に努める。	医師会
地域自立支援協議会	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークの中で自殺対策の連動性を高めて推進する。	福祉課
消費生活対策事業等	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもある為、消費者団体との連携を図り、消費生活上の困難を抱える人の包括的な問題の解決に向けた支援を展開する。	水産商工課
虐待防止ネットワーク推進事業	ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図る。	長寿介護課
地域ケア会議	地域の高齢者の抱える問題を把握し、情報を共有することで地域におけるネットワークの強化を図る。	地域包括支援センター
配偶者等からの暴力防止対策事業	虐待、配偶者からの暴力など特定の課題を有する自殺リスクの高い方々に対し、関係機関・行政が連携して適切な対応と支援を行う。	子どもみらい課

③ 庁内外・地域におけるネットワークの強化

取組・事業名	内容	主な実施主体
いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、会議の中で各関係機関や民間団体と連携を深めるとともに、総合的に取組を検討し、施策の調整を行い、自殺対策を推進する。	健康増進課等

※³ G-P ネットとは？

内科などの一般医と精神科医との連携をスムーズにすることを目的として立ち上げられた組織「一般医－精神科医ネットワーク」の通称。G-P は、一般医の「General physician」と精神科医の「Psychiatrist」の頭文字をとったもので、うつ病患者の早期発見・早期対応の体制整備を図ることを目的にしている。

(2) 地域における相談体制の充実と居場所づくり



自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

そのため、本市においても生活上の困り事に対する支援や関係者の連携で解決を図る体制づくり、孤立を防ぐための居場所づくり、相談体制の充実、うつ等のスクリーニングによる早期発見と対応など、自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進していきます。

① 地域における相談体制の充実

取組・事業名	内容	主な実施主体
各種相談等	それぞれの年代や生活状況によって生じる様々な困りごとに応じて、関係者と連携を図りながら幅広い相談窓口の環境づくりと問題解決に努める。	全庁的に実施
警察安全相談	自殺をほのめかす言動のある者及びその家族から話を聞き、悩みを改善するために関係機関への相談を促す。	警察署
経営相談（融資、税務、経営など経営全般に関する問題についての相談）	コロナ対策の融資制度の変更に伴い、融資を受けている事業者の相談が増えることも予想されることから、支援の継続と強化を図る。	商工会議所
職業相談	自殺リスクを抱える可能性のある方に対しては、関係機関と連携しながら、その方の状況に配慮した就職支援を実施することで、自殺対策の推進に努める。	公共職業安定所
総合相談事業	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報をキャッチし、支援の際は自殺予防という視点も持って支援する。	地域包括支援センター
心配ごと相談等	それぞれの年代や生活状況によって生じる様々な困りごとに応じて、関係者と連携を図りながら相談しやすい環境づくりと問題解決に努める。	社会福祉協議会
かごしまおもいやりネットワーク事業	制度の狭間にある生活困難者等の方を対象に、総合的に相談を受け付け、必要に応じて食料や生活に必要な支払い等をこの事業で負担する。制度の狭間にある生活困難者等とは、例えば、生活保護を受給するほど困窮していないが、何らかの事情で一時的に預金、所持金がなくなってしまう、食事が摂れない等の既存の制度では支援が困難な方をいう。	社会福祉協議会
福祉サービス利用支援事業（金銭管理）	日常生活を営む上で様々な手続き等に困難を抱える方の相談を実施し支援に努める。	社会福祉協議会

取組・事業名	内容	主な実施主体
18歳未満の子どもへの相談対応	悩む子どもの様々な相談に対応できるよう職員のスキル向上をはかりつつ、解決に向け連携した支援に努める。	児童相談所
こころの健康相談、定期健康相談	こころの健康に関する相談を継続し、個人の悩みや不安について適切な対応と関係機関につなぐなどの取組を行う。	健康増進課
配偶者等からの暴力防止に関すること	DVで悩んでいる被害者を関係部署と連携し支援することで、精神的に落ち込んでいる被害者が、自立に向けての支援や悩みを解消することで不安を解消できるよう支援していく。	子どもみらい課
母子健康相談	保護者が様々な相談事や交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与し、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげるよう努める。	子どもみらい課
産後ケア事業	周囲に頼ることのできる親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦（特に妻）にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもあるため、当該事業の情報提供を行い、利用することで母の心身の安定が図れるよう支援していく。また利用時・利用後の母子の状況を把握し、必要時早期の対応を行う。	子どもみらい課
市民相談	相談内容に応じて、関係各課に情報提供及び対応依頼を行うことにより、早めの自殺予防対策につなげていく。また、窓口に啓発用リーフレットを配置し、住民に情報周知を図る。	市民生活課
税務相談・窓口業務	各種相談を受ける税務窓口は、多重債務など潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要なため、適切な相談対応と支援を行う。	税務課
公営住宅等管理事務	市営住宅は、低所得者向けの住宅である為、生活面での困難や問題を抱えるなど自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に対応するため、窓口として適切に対応する。また、啓発用パンフを窓口配置することで住民へ生きる支援に関連する情報周知を図る。	都市建設課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	あらゆることが原因で生活困窮の状態になった方の相談を実施し、就労や家計の改善等、自立に向けた支援を行うとともに、関係機関と連携した支援を行う。	福祉課
障がい児支援に関する事務	障がい児を抱えた保護者への相談を実施し、保護者に過度な負担が掛かることがないように支援する。	福祉課
障がい者支援に関する事務	障がい者の抱える様々な問題と様々なリスクの軽減を図り、適切な支援先へとつなげる窓口として対応する。	福祉課

② 居場所づくり

取組・事業名	内容	主な実施主体
ひきこもりの方の家族の集いの開催及び当事者や家族への相談対応	ひきこもりの当事者家族の支援を目的に家族の集いを開催し、悩みの共有や情報交換ができる機会を提供する。また、個別の相談に応じ、必要に応じて専門機関や関係部署と連携し支援を行う。	伊集院保健所 福祉課 健康増進課
精神障がい者家族相互支援推進事業による家族教室	精神障がい者の家族を対象として、疾患や障がい、関わり方についての正しい知識を普及するとともに、家族同士の相互相談等を促進、居場所づくりを行うための家族教室を実施する。	伊集院保健所 健康増進課
すこやかおせんしのスポーツ大会	行政や関係団体・民間団体の実施している相談窓口の紹介や各教室の運営の支援を継続し、居場所づくり、生きがいづくりを支援する。	高齢者クラブ
働く女性の家での各講座の開催	各講座を開催し、生きがいや居場所づくりの場を提供する。	社会福祉協議会
福祉サロン	誰でも気軽に参加しやすい雰囲気づくりに努め、地域住民の居場所づくり・仲間づくり・役割づくりに取り組む。	地域女性団体連絡協議会
ころばん体操事業	高齢者の生きがいや役割づくり、居場所づくりのために今後もころばん体操の普及に努める。	地域包括支援センター
子ども会の集いや地域行事の実施	各地区の取組の中で、地域の住民の居場所づくり仲間づくり・役割づくりに取り組む。	まちづくり協議会
ご意見箱の設置	保護者、利用者、職員の誰もが利用できることでどんなことでも迅速に対応できる。	NPO 法人 てんとうむし
施設利用者の保護者会の実施	保護者の子育て上の悩みや思いを話し合える機会を作ることで不安やストレスを早期発見する	NPO 法人 てんとうむし
障がい者・児が社会活動に参加できるよう自立を促す支援	周囲の人たちが障がいについて理解を深め、障がいを持った方が社会に出ていき、生きやすい社会となるような支援を目指す。	NPO 法人 てんとうむし
子育て支援員設置事業	保護者が集い交流できる子育て支援センターという場を設けることで、仲間づくりや居場所づくりに取り組むとともに、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応につなげるよう支援する。	子どもみらい課

(3) 自殺対策を支える人材の育成



さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期発見・対応するため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに「気づき」、「声をかけ」、「話を聞き」、「必要に応じて専門家につなぐ」、「見守る」というゲートキーパー^{※4}の役割を担う人材を育成する研修の機会や講座を充実していくことが必要です。

ゲートキーパー養成の取組の中で、市民一人ひとりが周りの人の異変に気づいた場合に、身近な「ゲートキーパー」として適切に行動することができるよう、必要な知識の普及・啓発に努め、また自死遺族、自殺未遂者等の気持ちに寄り添い、見守り・支えることのできる社会をつくるために、様々な分野の専門家や関係者・市民への研修等を実施していきます。

① 自治体職員を対象とする研修の実施

取組・事業名	内容	主な実施主体
自治体職員対象ゲートキーパー養成講座	市職員に自殺や自殺関連事業に関する正しい知識の普及と、電話・対面等の相談スキルの向上を図るための研修の機会を確保し、職員がゲートキーパーの役割を担うことで早期の問題を発見し、適切な相談窓口につなげられるようにする	健康増進課
自治体職員のゲートキーパー養成講座の受講や様々な問題に関する研修の受講	だれもが生きやすい地域づくりに向け、「気づき」「傾聴」「見守り」「つなぐ」というゲートキーパーの役割を担えるよう、ゲートキーパー養成講座や研修を受け、庁内・関係機関と連携・協働して問題の解決に取り組む。	全庁的に実施

※4 ゲートキーパーとは？

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながる。

② 関係機関・団体の方々（地域の支援者）を対象とした人材育成

取組・事業名	内容	主な実施主体
ひとり暮らし等施策（登録ボランティアによる安否確認）	住民ボランティアにゲートキーパー研修の受講を勧め、育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくよう取り組んでいく。	社会福祉協議会
精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座	企業における精神障がい等の特性や仕事を行う上での配慮事項についての理解促進を図り、精神障がい者等が安定して働き続けることができるようにすることで、自殺対策の推進に努める。	公共職業安定所
精神障がい者等の特性や配慮事項に関する研修	企業における精神障がい者等の特性や仕事を行う上での配慮事項についての理解促進を図り、精神障がい者等が安定して働き続けることができるようにすることで、自殺対策の推進に努める。	公共職業安定所
警察署内研修として、ゲートキーパー研修を実施	署内研修の一つとしてゲートキーパー研修の企画等を検討する。	警察署
各学校内・職員の取組	1人で課題を抱え込むことなく、学校職員がチームとして課題に取り組むことができるような人間関係づくりや相談体制のシステムづくりを図る。	各学校
民生委員児童委員	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげることが出来るよう、必要な知識の普及啓発を行う人材を育成していく。	福祉課

③ 市民を対象とした人材育成

取組・事業名	内容	主な実施主体
ゲートキーパー養成講座	だれもが生きやすい地域づくりに向け、市民一人ひとりが、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人に、気づき、傾聴し、見守り、つなぐという役割について理解を促すべく、ゲートキーパー養成講座を実施し人材育成に努める。また、自死遺族や自殺未遂者については、気持ちに寄り添い、あたたかく見守るなどの意識が共有されるよう、推進していく。	健康増進課

(4) 住民への啓発と周知



自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こりうることで、その心情や背景については理解されにくい現実があります。自殺に追い込まれる心情・自殺関連事象について理解を深めることを含め、「誰かに助けを求めることができる」、「助けを求めることが適切である」ということが社会全体の共通認識となるように普及啓発を進めていく必要があります。また、行政は、市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

① 自殺に関する正しい知識の普及啓発

取組・事業名	内容	主な実施主体
消防団活動における啓発	生きる支援に関連するリーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図る。	消防本部
男女共同参画計画推進事業	「個人の尊厳」「個人の能力発揮」「男女平等」の男女共同参画の視点の更なる浸透を図ることで、市民一人ひとりに対する、より一層の人権意識の啓発に努める。	企画政策課
人権啓発事業に関する啓発	広報紙への掲載やポスター掲示等により、自殺に繋がる要因のひとつである差別やいじめ、暴力、虐待等について市民への人権意識高揚を図り、これらの相談窓口の周知や相談を行う。	市民生活課
市役所の出前講座や講演会・図書館での展示等	自殺強化月間等による特設展示コーナーの設置等を行い啓発を図る。	社会教育課
民生委員児童委員による地域の声かけ・見守り等	委員全体で自殺対策、こころの健康づくり等についての講演会や研修会に参加し、地域の中で普及啓発を行う。	福祉課
特定健診・特定保健指導、各種がん検診等	自殺リスクを軽減するために生活習慣病の予防・重症化を防ぐための取組を強化し、個別指導時に支援が必要な場合は関係機関に繋げるなど自殺対策を踏まえた対応を図る。また、検診等の機会に心の健康づくりの啓発資料の配布や講話など普及啓発を行う。	健康増進課
広報紙等による啓発	広報紙等で心の健康づくりの啓発資料の掲載や講話など普及啓発を行う。	健康増進課
健康教育、出前講座（健康づくり）	地域のサロン等の集いの場でこころの健康と自殺に関する正しい知識について普及啓発を行う。	健康増進課

取組・事業名	内容	主な実施主体
自殺対策に関するPR活動の推進	市民とのさまざまな接点を生かして、生きる支援に関連するパンフレット、リーフレットの配布、カードなどを窓口に設置、またイベント講演会などでパネル展示などを実施することで自殺予防を推進する。	全庁的に実施
街頭啓発活動	自殺予防週間や自殺対策強化月間 ^{※5} にあわせて街頭でリーフレットや啓発グッズを配布し、自殺予防に関することや相談機関等について周知を図る。	伊集院保健所 警察署等 健康増進課

※5 自殺予防週間・自殺対策強化月間とは？

自殺対策強化月間は、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と国が定め、期間中、広報啓発活動を集中的に行うとともに、関係団体等とも連携し、悩みを抱えた方やその周囲の方が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとしている。

自殺予防週間は、9月10日の世界自殺予防デーからの1週間（10日から16日まで）、自殺予防に関する集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解を促すこととしている。

② 働き盛り世代や高齢者・障がい者等を対象とした普及啓発

取組事業名	内容	主な実施主体
ゆめときめきセミナー	県老連や地域の学校と連携した活動の中で心の健康づくり等の普及啓発に取り組む。	高齢者クラブ
地域女性団体連絡協議会の研修会	ゲートキーパー養成講座や心の研修会開催時など、会への参加呼びかけや紹介などを実施し普及啓発に取り組む。	地域女性団体連絡協議会
虐待防止の研修会（指導員向け）	研修内容に自殺対策の視点も組み入れ、普及啓発に取り組む。	NPO 法人 てんとうむし
まちづくり協議会	健康増進課の講座や研修会開催時など、会への参加呼びかけや紹介など実施し、普及啓発に取り組む。	まちづくり協議会
ともしびグループ（高齢者見守り活動）の学習会	自殺対策、こころの健康づくり等についての講演会や研修会に参加し、地域の中で普及啓発に取り組む。	長寿介護課
高齢者福祉バス運行事業	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示し、高齢者への相談先情報等を周知する。	長寿介護課
元気いきいきフェスタ（保健福祉大会）	イベント内でテーマに関連させながら生きることの包括的支援（自殺対策）のパネル展示やブース出展の機会を検討し、高齢者及びその周囲の方々への普及啓発を行う。	福祉課 健康増進課

③ 子どもや子育て世代に対する普及啓発

取組・事業名	内容	主な実施主体
保護者対象の講演会	イベント・講演会の際に自殺予防に資する内容を実施する。また、自殺対策に関するパンフレットやリーフレットの配布の協力をを行う。	各学校 PTA 連絡協議会 社会教育課
保育所等	子育て世代に対して、自殺対策に関するパンフレット・リーフレット・カード等の配布の協力やカードなどを窓口に設置すること、イベント・講演会の際に自殺予防に資する内容を実施することに努める。	子どもみらい課 保育所等
健診の案内、育児支援の情報提供など	自殺予防週間・自殺対策月間においてセンター内に自殺対策のポスターを掲示することや、「自殺予防」に関連するリーフレットを作成・配布することで、普及啓発に努める。	子どもみらい課
若年層を対象としたゲートキーパー養成	だれもが生きやすい地域づくりに向け、次世代を担う若年層が、「気づき」「傾聴」「見守り」「つなぐ」というゲートキーパーの役割を担えるよう、ゲートキーパー養成講座や研修を受ける機会を設ける。	伊集院保健所
非行防止教室/薬物乱用防止教室	非行防止教室で少年問題解決に関する相談を受けつけるヤングテレホンに関する広報を行い、自殺対策に繋げていく。	警察署
「携帯・スマホ安全教室」等ネット社会の問題に関する講演会	児童生徒や保護者に対し、携帯・スマホの使い方(インターネットや SNS)に関する授業や教室の実施、またパンフレットやリーフレットの配布に取り組み、適切な使用を促す。	各学校 社会教育課

(5) 自殺未遂者等への支援の充実



自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題のひとつです。そのためには一般医療機関、精神科医療機関救急医療機関における身体・精神的治療とともに地域に戻った後も、専門的ケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。関係機関が有機的な連携体系を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図ります。

取組・事業名	内容	主な実施主体
自殺未遂者支援連携体制構築事業(自死遺族含む)	いちき串木野市自殺未遂者支援連携体制構築事業に基づき、警察・消防・行政で連携し支援に努める。	伊集院保健所 警察署 消防本部 福祉課 健康増進課
自殺未遂者支援連携体制構築事業(県)による面接、家庭訪問	市や救急告示医療機関及び精神科医療機関等関係機関との連携により、自殺未遂者が再び自殺を図ることを防止するための支援体制の構築や面会、訪問などの未遂者支援の充実に努める。	伊集院保健所
救急救命士養成、研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	救急救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図る。	消防本部

(6) 自死遺族等への支援の充実



自死遺族等とは、親族のみならず、自殺によって影響を受ける可能性のあるすべての人を含みます。身近な人の死はだれにとっても苦しい出来事で、遺された人は、感情面、身体面、行動面、生活面等で様々な影響を受けることがあるといわれています。ひとりの自殺は少なくとも周囲の5人から10人の人たちに深刻な影響を与えともいわれていることから、関係機関が連携し、自死遺族等に対する支援の充実に努めます。

取組・事業名	内容	主な実施主体
遺された人への支援	行政機関窓口や警察署など、自死遺族支援に関する情報や内容が記載されたパンフレットやリーフレット等を配置し、住民に情報周知を図る。	警察署 市民生活課 健康増進課
自殺未遂者支援連携体制構築事業(自死遺族含む) 【再掲】	いちき串木野市自殺未遂者支援連携体制構築事業に基づき、警察・消防・行政で連携し支援に努める。	伊集院保健所 警察署 消防本部 福祉課 健康増進課

(7) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育



児童生徒が、いのちの大切さを実感できる教育だけでなく、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めたら良いのかを学ぶと同時に、つらい時や苦しい時には助けをもとめてもよいということを知る教育（SOS の出し方教育）を行うことと、SOS の出し方を教えるだけでなく、学校や地域の周囲の大人が SOS に気づく感度を高め、受け止めていくことができるような環境づくりを進めます。

① SOS の出し方に関する教育の推進

取組・事業名	内容	主な実施主体
いじめを考える週間の実施	各学年の発達段階に応じた道徳教育や自己有用感を高める特別活動の充実を図る。	各学校
学校での学級づくり等	構成的グループエンカウンターの手法を用い、決まったテーマを基に、活動を通し自己理解や他者理解を深めていく取組を進める。	各学校
認知症サポーター養成講座（若年世代向け）	児童生徒への認知症サポーター養成講座の際に、困ったことがあったら SOS を出すような内容を取り入れて実施する。	地域包括支援センター
SOS の出し方に関する教育の推進	命の大切さを実感できる教育とともに、援助希求力を育むための具体的かつ実践的な取組についても取り入れられるよう検討する。	企画政策課
小中一貫教育の推進	小中一貫教育の推進による連携をもとに、学校生活におけるきまりや指導方法の共通理解と共通実践に取り組むことで、小学生が卒業後、安心して中学校生活になじめるよう努める。	学校教育課
不登校児童生徒への支援	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育支援センター支援員と連携することで、不登校生や保護者の不安解消を図る。	学校教育課
SOS の出し方研修会	児童生徒が思い悩んだ時に、心理的危機を認識し SOS を発信できるよう研修会等を実施する。	学校教育課 健康増進課
思春期性教育等	若年妊婦・人工妊娠中絶者、また LGBTQ ^{※6} 者が存在しており、様々な悩みや不安を抱える思春期において相談できる家族や他者の存在を認識できるよう、自分を大切にし人とのつながりをもつこと等を内容に組み込み実施する。	子どもみらい課
若年層を対象としたゲートキーパー養成【再掲】	だれもが生きやすい地域づくりに向け、次世代を担う若年層が、「気づき」「傾聴」「見守り」「つなぐ」というゲートキーパーの役割を担えるよう、ゲートキーパー養成講座や研修を受ける機会を設ける。	伊集院保健所

※6 LGBTQ とは？

女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性に違和感をもつ人）、クエスチョニング（Questioning：自分の性自認や性的指向が定まらない、あるいは定めていない人）の各単語の頭文字を組み合わせた表現である。

② SOS に気づく・感度を高めるための取組

取組・事業名	内容	主な実施主体
母親セミナー、女性セミナー	ゲートキーパー養成講座や保護者向け講演会を活用し、児童生徒の SOS の受け止め方について研修を受ける機会を設け、対応について理解を深める。	地域女性団体連絡協議会
家庭教育学級、市内 PTA 会長会	保護者の研修、交流の場を設け、日頃の不安の解消につなげる取組を実施していく。また、子どもたちのトラブルを未然に防ぐよう、様々な取組の中で自殺対策も視野に入れながら実施していく。	社会教育課 PTA 連絡協議会
地域からの情報/学校訪問/いじめ対策委員会/家庭訪問等による実態の把握	子どもの自殺を予防するために住民から得る情報や家庭教育相談員やスクールソーシャルワーカーとの連携の中で子どもや家庭が抱える問題を把握し、他機関とも情報を共有していく。	民生委員・主任児童委員
18 歳未満の子どもへの相談対応【再掲】	悩む子どもの様々な相談に対応できるよう職員のスキル向上をはかりつつ、解決に向け連携した支援に努める。	児童相談所
若年層支援関係者向け研修会	若年層の自殺予防を図るため、教職員や養護教諭、保健師等を対象に思春期や青年期特有の精神保健問題の理解を深め、悩みの解決を図るため、若年層の支援者が必要とする内容の研修会を実施する。	伊集院保健所
いじめや不登校等に関する職員研修	いじめや不登校等に関する学校職員の研修の充実を図る。	各学校
SOS の受け止め方研修会	教職員や保護者等を対象に、児童生徒が出した SOS に気づき対応できるよう研修会を実施する。	学校教育課 社会教育課 健康増進課 各学校
いじめ問題等への迅速な対応の推進	人間関係のもつれ、SNS をめぐる問題など、多様ないじめについての効果的な対応についての共通理解と共通実践に取り組む。また、いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策委員会での協議の充実と各関係機関との連携の推進を図る。	学校教育課

2 重点施策

国が示した、いちき串木野市の「地域自殺対策政策パッケージ」における重点項目とこの健康に関する市民意識調査をもとに、下記の4つの施策について行政、関係団体と連携を強化することで、生きるための阻害要因を減らし、促進要因を増やす取組を進めます。

＜いちき串木野市の重点施策＞

- (1) 高齢者への支援の強化
- (2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化
- (3) 子ども・若者への支援
- (4) 女性への支援

(1) 高齢者への支援の強化



高齢者の自殺の要因については、慢性疾患による将来への不安のほか、身体機能の低下に伴った社会や家庭での役割喪失や、配偶者や友人の死などで人間関係が希薄になること、さらには介護疲れによるうつ病も多いとされています。

高齢者の自殺対策として、高齢者支援の充実を引き続き推進し、相談窓口の周知に努めるとともに、関連機関の連携を強化し、高齢者が孤立せず生きがいをもって住み慣れた地域で生活できるような地域づくりを目指します。

① 高齢者の自殺リスクの早期発見から高齢者の早期支援の更なる推進

高齢者の日常生活を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー養成講座の実施や受講の推進を行います。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
在宅医療介護連携推進事業	医療・介護の従事者に対しゲートキーパーの養成講座を受講する機会を設け、地域におけるネットワークを強化する。	地域包括支援センター 医師会
ゲートキーパー養成講座	幅広く市民の方々にゲートキーパー養成講座の取組を推進し、身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行う。	健康増進課

② 高齢者とその支援者への啓発

高齢者とその支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進します。

具体的には、高齢者とその支援者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談先が掲載されたリーフレット等の資料を、さまざまな取組を通じて、高齢者本人とその支援者（家族含む）に配布します。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
消防団活動における啓発【再掲】	生きる支援に関連するリーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図る。	消防本部

取組・事業名	内容	主な実施主体
元気いきいきフェスタ（保健福祉大会） 【再掲】	イベント内でテーマに関連させながら生きることの包括的支援（自殺対策）のパネル展示やブース出展の機会を検討し、高齢者及びその周囲の方々への普及啓発を行う。	福祉課 健康増進課
生きがい施策（高齢者向けクラブへの活動助成）	講習会や研修会で自殺予防の正しい理解等を情報提供し、住民への普及啓発を行う。	長寿介護課
高齢者福祉バス運行事業 【再掲】	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示し、高齢者への相談先情報等を周知する。	長寿介護課
広報紙等による啓発 【再掲】	広報紙等で心の健康づくりの啓発資料の掲載や講話など普及啓発を行う。	健康増進課
健康づくり以外の出前講座	生きる支援に関連するリーフレット等の配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図る。	全庁的に実施

③「地域の支え合い」活動（居場所活動）の充実

高齢者が住み慣れた地域で、地域などとのつながりを感じながら心穏やかに過ごすとともに心身の健康の保持増進につながるよう、サロンや集いの場などを充実します。

また、各種講座やセミナー等への参加に加え、他の受講生との交流などを通じて、高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につなげます。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
ころばん体操事業【再掲】	高齢者の生きがいや役割づくり、居場所づくりのために今後もころばん体操の普及に努める。	地域包括支援センター
家族介護教室（かたいもんそ）	認知症の介護は、介護負担が大きく、自殺リスクも高くなるため、介護者どうしの気持ちの分かち合いや居場所づくりを今までのとおり継続していく。	地域包括支援センター
高齢者クラブ会員への支援	見守り支援活動に加え、高齢者クラブ会員の居場所活動の充実に向け支援する。	まちづくり協議会 （各協議会単位）
1人金婚式	1人金婚式を実施し、対象者には地域の特産物をプレゼントするなど、1人でも頑張っていることを祝うことで今後も前向きに生きていけるよう支援していく。	地域女性団体連絡協議会

(2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化



一般的に、生活困窮の背景として、労働、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい等の多様な問題を複合的に抱えていることが多いといわれています。

また、経済的困窮に加えて地域からも孤立しがちであり、自殺のリスクが高いと考えられるため、効果的な生活困窮者対策が生きることの包括的支援となり得るといえます。

①生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度ならびに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携の強化、関係機関・行政の連携強化によって、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を提供するとともに、そうした支援を担う人材を育成します。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
生活福祉資金の貸付	他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者や介護を要する高齢者と同居している世帯に対し資金貸付を行うことで、経済的自立と社会参加を促す。	社会福祉協議会
かごしまおもいやりネットワーク事業【再掲】	制度の狭間にある生活困難者等の方を対象に、総合的に相談を受け付け、必要に応じて食料や生活に必要な支払い等をこの事業で負担する。 制度の狭間にある生活困難者等とは、例えば、生活保護を受給するほど困窮していないが、何らかの事情で一時的に預金、所持金がなくなってしまい、食事が摂れない等の既存の制度では支援が困難な方をいう。	社会福祉協議会
食の支援事業	さまざまな理由で生活にお困りの方々に無料で食料を継続的に提供し関係を築くこと、また、協力が得られた民生委員や医療介護の関係者達との連携を図ることで総合的に支える支援体制を図ること。	社会福祉協議会
生活保護施行に関する事務	生活保護利用者（受給者）は、自殺のリスクが高いため、各種相談・支援の提供を行うことで自殺リスクの軽減に努める。	福祉課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）【再掲】	あらゆることが原因で生活困窮の状態になった方の相談を実施し、就労や家計の改善等、自立に向けた支援を行うとともに、関係機関と連携した支援を行う。	福祉課

取組・事業名	内容	主な実施主体
市民相談【再掲】	相談内容に応じて、関係各課に情報提供及び対応依頼を行うことにより、早めの自殺予防対策につなげていく。また、窓口に啓発用リーフレットを配置し、住民に情報周知を図る。	市民生活課
家賃収納対策	未納・滞納者の中には、生活面や金銭面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性も高いため、各種相談窓口の紹介等、気づき役やつなぎ役としての役割を担っていく。	都市建設課
公営住宅等管理事務【再掲】	市営住宅は、低所得者向けの住宅である為、生活面での困難や問題を抱えるなど自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に対応するため、窓口として適切に対応する。また、啓発用パンフを窓口に配置することで住民へ生きる支援に関連する情報周知を図る。	都市建設課
徴収・換価の緩和（猶予）制度としての納税相談とその後の対応	市税等を納期限までに払えない、生活困窮の状況にある者は、生活面の大きな問題を抱えている可能性が高いため、納税上の緩和措置の相談と合わせて、様々な生活支援につなげるようより連携を強化した体制づくりに努める。また納税相談により確認した多重債務者及び就労困難者については他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題解決に向けた支援の展開につなげていく。	水産商工課 税務課 福祉課
消費生活対策事務	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあるため、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していき、包括的な問題の解決に向けた支援の展開を図れるよう必要な情報提供、普及啓発を行う。	水産商工課
税務相談・窓口業務【再掲】	各種相談を受ける税務窓口は、多重債務など潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチする上で重要なため、適切な相談対応と支援を行う。	税務課
配偶者等からの暴力防止に関する事【再掲】	DVで悩んでいる被害者を関係部署と連携し支援することで、精神的に落ち込んでいる被害者が、自立に向けての支援や悩みを解消することで不安を解消できるよう支援していく。	子どもみらい課

②ひきこもり状態の人に対する支援の推進

生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につながることができず、自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくありません。

このことから、家族の集いや相談対応を通じて、支援へのつながりの強化、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人の早期発見につなげます。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
ひきこもりの方の家族の集いの開催及び当事者や家族への相談対応【再掲】	ひきこもりの当事者家族の支援を目的に家族の集いを開催し、悩みの共有や情報交換ができる機会を提供する。また、個別の相談に応じ、必要に応じて専門機関や関係部署と連携し支援を行う。	伊集院保健所 福祉課 健康増進課

(3) 子ども・若者への支援



近年、少子化が進む中、子ども・若者を取り巻く環境は劇的に変化し、インターネットやゲーム、SNS等の普及による生活習慣の乱れや対人関係の取りづらさ、登校渋り、ひきこもりなどの問題が深刻化しています。

また、抱える悩みは多様であり、ライフステージに応じた対応が求められるとともに、子ども・若者への支援を推進し、SOSのサインに身近な人が、気づき、見逃さないひと・地域づくりを行うとともに、関連機関との連携を強化し、子ども・若者が夢を持てる地域づくりを目指します。

① 子ども・若者のスキル向上に向けた支援

「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」や「命や暮らしの危機に直面したときに誰にどう助けを求めればよいか」等について学び、生涯をとおしてのスキルとして身に付ける取組として、SOSの出し方教育を関係機関と連携し実施します。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
小中学校への図書代寄付	バザーでの収入を市内小中学校に図書代として寄付し、子どもたちが心豊かに成長できるように支援していく。	地域女性団体連絡協議会
SOSの出し方研修会【再掲】	児童生徒が思い悩んだ時に、心理的危機を認識しSOSを発信できるよう研修会等を実施する。	学校教育課 健康増進課
思春期性教育等【再掲】	若年妊婦・人工妊娠中絶者、またLGBTQ者が存在しており、様々な悩みや不安を抱える思春期において相談できる家族や他者の存在を認識できるよう、自分を大切にし人とのつながりをもつこと等を内容に組み込み実施する。	子どもみらい課
「携帯・スマホ安全教室」等ネット社会の問題に関する講演会【再掲】	児童生徒や保護者に対し、携帯・スマホの使い方(インターネットやSNS)に関する授業や教室の実施、またパンフレットやリーフレットの配布に取り組み、適切な使用を促す。	各学校 社会教育課
若年層を対象としたゲートキーパー養成【再掲】	だれもが生きやすい地域づくりに向け、次世代を担う若年層が、「気づき」「傾聴」「見守り」「つなぐ」というゲートキーパーの役割を担えるよう、ゲートキーパー養成講座や研修を受ける機会を設ける。	伊集院保健所

② 身近な人の気づきと支援

身近な人が、日々の関わりを通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へつなぐといった対応ができるよう、学校や地域の周囲の大人が SOS に気づく感度を高め、受け止めていくことができる環境づくりを進めるとともに、関係機関と連携した支援を実施します。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
交通安全の見守り等	朝の交通安全の見守りや交通安全のお守り等を手作りし学校から生徒に配布することで児童生徒や保護者が安心して過ごせる環境づくりに努めている。	地域女性団体連絡協議会
母親セミナー、女性セミナー【再掲】	ゲートキーパー養成講座や保護者向け講演会を活用し、児童生徒の SOS の受け止め方について研修を受ける機会を設け、対応について理解を深める。	地域女性団体連絡協議会
家庭訪問等による実態の把握	子どもの自殺を予防するために住民から得る情報や家庭教育支援員やスクールソーシャルワーカーとの連携の中で子どもや家庭が抱える問題を把握し、他機関とも情報を共有していく。	子どもみらい課
SOS の受け止め方研修会【再掲】	教職員や保護者等を対象に、児童生徒が出した SOS に気づき対応できるよう研修会を実施する。	学校教育課 社会教育課 健康増進課 各学校
いじめ問題等への迅速な対応の推進【再掲】	人間関係のもつれ、SNS をめぐる問題など、多様ないじめについての効果的な対応についての共通理解と共通実践に取り組む。また、いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策委員会での協議の充実と各関係機関との連携の推進を図る。	学校教育課
不登校児童生徒への支援【再掲】	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市教育支援センター支援員と連携することで、不登校生や保護者の不安解消を図る。	学校教育課
若年層支援関係者向け研修会【再掲】	若年層の自殺予防を図るため、教職員や養護教諭、保健師等を対象に思春期や青年期特有の精神保健問題の理解を深め、悩みの解決を図るため、若年層の支援者が必要とする内容の研修会を実施する。	伊集院保健所
地域からの情報/学校訪問/いじめ対策委員会/家庭訪問等による実態の把握【再掲】	子どもの自殺を予防するために住民から得る情報や家庭教育相談員やスクールソーシャルワーカーとの連携の中で子どもや家庭が抱える問題を把握し、他機関とも情報を共有していく。	民生委員・主任児童委員
いじめや不登校等に関する職員研修【再掲】	いじめや不登校等に関する学校職員の研修の充実を図る。	各学校

③ 相談体制の充実と周知

ひとりで悩み等を抱え込まないように、相談体制を整えるとともに SNS 等含む相談・支援機関に関する情報周知を図り、相談先と関係機関が連携し自殺リスクの早期発見と早期支援に取り組みます。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
広報紙等による啓発	かごしま子ども・若者総合相談センターや鹿児島県のかごしま子ども SNS 相談・通報窓口等の相談先の周知に取り組む。	健康増進課
人権啓発事業	人権に関する相談を実施し、関係機関と連携した支援に取り組む。	市民生活課
スクールカウンセラー派遣事業	市内小中学校にスクールカウンセラーを定期的に配置し、児童生徒や保護者の悩み等相談に応じ、自殺リスクの軽減につなげる。	学校教育課
心の教育相談員	市内中学校に心の教育相談員を定期的に配置し、児童生徒の悩み等相談に応じることで不安の軽減に努める。	学校教育課
心の架け橋教育相談会	中学生の保護者を対象とした相談会を実施し、スクールカウンセラーが悩み等の相談に応じることで自殺リスクの軽減につなげる。	学校教育課
家庭児童相談員設置事業	相談員を通じて、児童やその保護者の自殺のリスクを早期に察知し必要な機関と連携した支援に取り組む。	子どもみらい課
18 歳未満の子どもへの相談対応【再掲】	悩む子どもの様々な相談に対応できるよう職員のスキル向上をはかりつつ、解決に向け連携した支援に努める。	児童相談所

④ 居場所づくり

子ども・若者に対し、住み慣れた地域で地域などとのつながりを感じながら、安心できる居場所を持ってもらえるよう、交流や集いの場などの充実に向け取組を推進します。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
家庭・学校・学級での居場所づくりや役割づくりへの働きかけ	子ども会の活動等を通して子どもや保護者の居場所づくりや役割づくりを継続していく。	まちづくり協議会 主任児童委員 社会教育課

取組・事業名	内容	主な実施主体
子ども食堂	子どもの孤食を防ぎ貧困に苦しむ子どもへの食事の提供と同時に交流の場を提供することで、役割や居場所づくりに取り組む。	まちづくり協議会 各団体
子ども会の集いや地域行事の実施【再掲】	各地区の取組の中で、地域の住民の居場所づくり仲間づくり・役割づくりに取り組む。	まちづくり協議会
学校での学級づくり等【再掲】	構成的グループエンカウンターの手法を用い、決まったテーマを基に、活動を通し自己理解や他者理解を深めていく取組を進める。	各学校
生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	子どもの学習支援や居場所づくり等、子どもと保護者に必要な支援を実施することで居場所づくりに取り組む。	福祉課
孤独・孤立対策	定期的にカフェやフリースクール等を開催し、役割や居場所づくりに取り組む。	福祉課
教育支援センター	市内の小中学生で、学校に行きづらい児童生徒に対し、学習の場の提供や居場所づくりに取り組む。	学校教育課
地域のイベント等による仲間づくり・居場所づくりの場の情報提供	仲間づくり・居場所づくりの場として、地域のイベント等の情報提供に努める。	各課・関係団体

(4) 女性への支援



近年少子高齢化が進み、妊産婦や子育て世代では、核家族化による支援者不在からの育児不安の増加や、経済格差、物価高騰、就業困難などによる貧困等の様々な困難や課題を抱える女性も増加しています。

そのため、女性の自殺対策として、女性への支援を推進し、相談窓口の周知に努めるとともに、関連機関との連携を強化し、女性が孤立せず、生きがいを持って住み慣れた地域で生活出来るような地域づくりを目指します。

① 女性に向けた相談体制の充実

女性がひとりで悩み等を抱え込まないように、相談体制を整え、相談先と関係機関が連携し自殺リスクの早期発見と早期支援に取り組みます。

【主な取組】

取組・事業名	主な実施主体
児童虐待、DV 等に関する相談 妊産婦や子育て等に関する相談	子どもみらい課
生活困窮、生活保護、就労や家計改善等に関する相談 障がい者・児とその家族からの相談	福祉課
生活福祉資金貸付に関する相談、心配ごと相談(弁護士等含む)等	社会福祉協議会
消費生活や就労等に関する相談	水産商工課
納税等に関する相談	税務課
人権等に関する相談	市民生活課
心や身体の健康等に関する相談	健康増進課

② 女性とその支援者への啓発

多様な価値観や考え方、また様々な相談・支援機関に関する情報周知を図り、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布するなどの取組を推進し、女性を含め誰もが生きやすい環境づくりを目指します。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
女性向け相談窓口リーフレット等設置	女性健康支援センターやにんしん SOS かごしま等女性向け相談窓口の記載されたリーフレットやカード等を設置・紹介する。	健康増進課 子どもみらい課

取組・事業名	内容	主な実施主体
ゲートキーパー養成講座【再掲】	幅広く市民の方々にゲートキーパー養成講座の取組を推進し、身近なゲートキーパーとして役割が担えるよう必要な研修を行う。	健康増進課
父親への育児等に関するリーフレット等の配布	母子手帳交付等の際に、妊娠中や産後の女性や父親の役割等について記載されたパンフレット等を配布し啓発に取り組む。	子どもみらい課
男女共同参画計画推進事業【再掲】	「個人の尊厳」「個人の能力発揮」「男女平等」の男女共同参画の視点の更なる浸透を図ることで、市民一人ひとりに対する、より一層の人権意識の啓発に努める。	企画政策課

③ 居場所づくり

女性が、住み慣れた地域で地域などとのつながりを感じながら、安心した暮らしを営めるよう、交流・集いの場などの充実に向け取組を推進します。

【主な取組】

取組・事業名	内容	主な実施主体
子育て支援員設置事業【再掲】	保護者が集い交流できる子育て支援センターという場を設けることで、仲間づくりや居場所づくりに取り組むとともに、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応につなげるよう支援する。	子どもみらい課
母親セミナー、女性セミナー	育児に悩む母親(乳幼児/小中高生)に寄り添い、居場所づくりや仲間づくり・役割づくりに取り組む。	地域女性団体連絡協議会
働く女性の家での各講座の開催【再掲】	各講座を開催し、生きがいや居場所づくりの場を提供する。	社会福祉協議会
地域のイベント等による仲間づくり・居場所づくりの場の情報提供【再掲】	仲間づくり・居場所づくりの場として、地域のイベント等の情報提供に努める。	各課・関係団体

3 評価指標

	指 標	R 4 年度 実績値	第 2 次 目標値	目標設定の考え方
数値目標	年間自殺者数		計画最終年度の R10 年度までに、 0 人に近づける	
基本施策 1	いちき串木野市いのち 支える自殺対策推進会 議の開催	毎年 1 回	毎年 1 ～ 2 回	現状維持
基本施策 2	自殺対策関連の相談機 関を知っている人の割 合	24.8%	6 割以上	市民意識調査結果に よる
基本施策 3	市民のゲートキーパー 養成講座の受講者数	158 人	500 人	今までの実績による
	自治体職員の自殺対策 研修受講率	41.3%	70%以上	
基本施策 4	自殺予防週間／自殺対 策強化月間を知ってい る人の割合	47.5%	50%	市民意識調査による 回答 2 人に 1 人
	ゲートキーパーを知っ ている人の割合	16.1%	25%	市民意識調査による 回答 4 人に 1 人
	自殺対策に関するパン フレット、リーフレッ ト、カード等の設置箇 所	13 か所	15 か所	行政機関窓口と自殺 対策に協力・連携し てもらえる関係団体
基本施策 5・6	自殺未遂者支援・自死 遺族支援に関する情報 や内容が記載されたパ ンフレット、リーフ レット等の配布	支援カード作成 警察署や庁内窓口等 6 箇所設置	設置個所を増やす 10 箇所以上	
基本施策 7	SOS の出し方教育実施 学校数	中学校 5 校、 小学校 8 校中 5 校 で実施	全小中学校で 毎年 1 回実施	

第5章 自殺対策の推進体制

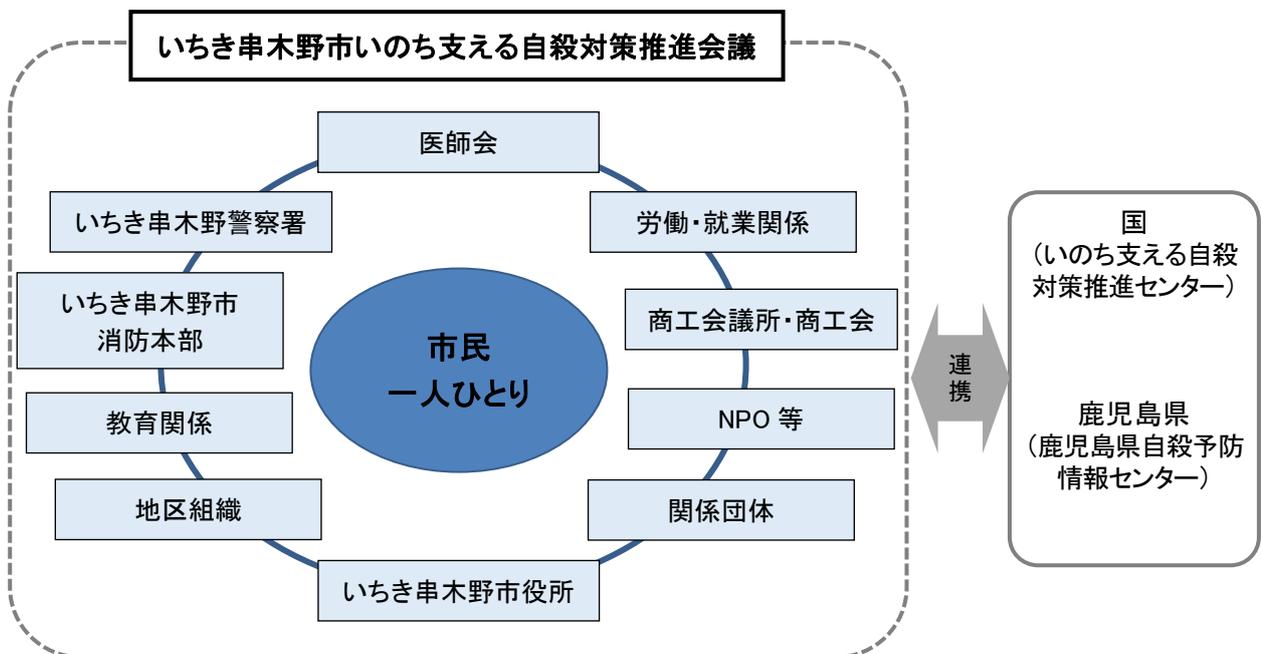
1 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、多くの市民や幅広い関係機関・団体などの協力を得ることが必要です。

それぞれの役割のもとで、一体となって対応していくことが重要なことから、以下の体制により施策の総合的・効果的な推進を図ります。

副市長を会長として「いちき串木野市いのち支える自殺対策推進会議」を設置し、庁内関係課との連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

また、計画推進上、国や鹿児島県との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係課が窓口となりその調整にあたります。



2 評価のしくみ

計画管理中は、各種取組について、庁内各課・関係機関・団体による適切な進行管理を行います。また年に1度効果的に行われているか検証し、評価を行うため「いのち支える自殺対策推進会議」で取組の進行状況や結果について報告します。また、進行状況については広報紙やホームページ等により市民等に報告します。いちき串木野市は自殺対策においてPDCAサイクルの確立に努めます。

